

## 香川県民の憲法意識

円 藤 真 一

I. はしがき II. 結果及び全国との比較 III. 調査対象の分析 IV. 憲法意識の分析 V. 県民各層の憲法意識の動向

### I

われわれは、1965年8月に香川県民の憲法に関する意識調査をおこなった。本稿はその結果の一部を報告することを目的とする。残された部分については別の機会を待ちたいと思う。

本調査はもともと東大の小林教授の発意によって、深瀬忠一、久田栄正、結城光太郎、樋口陽一、野村敬造、芦部信喜、和田英夫、星野安三都、小林孝輔、江守五夫、長谷川正安、奥平康弘、阿部照哉、山下健次、上野裕久、針生誠吉、隅野隆徳、大野保治、小林三衛、吉田善明の諸教授及び筆者の共同研究として文部省科学研究費を得て1965年着手された全国憲法意識調査の一環として行われたものである。この全国調査については数次の研究会で慎重に検討した結果、questionnaire、調査方法、集計その他調査の細部にわたって必要な事項が決定された。それによれば、全国で少くとも5千のサンプルを集めることを目標として、全国を北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の9地域に区分し、人口比によってサンプル数を割当てる。調査実施は1965年の8月5日から8月25日の間で約一週間と決定されその期間内に全国で一斉に調査を行う。調査はすべて面接調査とし、各地域内のサンプルの割当て方については、6大都市以外は大都市（県庁所在都市）中小都市及び町村にサンプルの3分の1づつを割当て、更に大都市内では商業地区、工業地区及び住宅地区を区分してそれぞれ3分の1づつとする。そして各区域の特定及び各区域内でのサンプルの特定はランダム方式で行うことにする。調査用紙は4頁以下に示した通りである。

以上の全国調査の計画に基いて、筆者は四国の調査を担当することになった。四国は香川、徳島、高知、愛媛の諸県から成るが、費用の制約があって各県に出張調査することは不可能であった為、たまたま筆者の居住する香川県を調査地域とした。人口比によって四国に割当てられたサンプル数は210~230であった。上記の方針に従ってランダムに対象区域を決定したところ対象区域及びそれぞれのサンプル数は次の通りとなった。

区 分	市町村名	町 名		サンプル数		
大 都 市	高 松 市	商業地区	南 新 町	25	75	
		工業地区	朝 日 町	25		
		住宅地区	四 番 丁	25		
中 小 都 市	丸 亀 市	城 西 町		75		
町 村	綾 上 町	大 字 山 田 上		75		
サンプル数計					225	

香川県内の調査は8月22日から25日まで各市町村で同時に行われたが、実際の面接は香川大学経済学部で筆者の指導する憲法ゼミナールの学生諸君が之に当った。田窪忠彦、渡辺日出敏、川越俊昭、平尾省吾、高木一雄、柴本隼太、平尾恵、佐々木聰吉、梶瀬航夫、桑村栄、小林武弘、栄田孝治、藤井広数の諸君がこの調査の意義に賛同して炎天下に汗と脂にまみれながら努力してくれたことに対して心から敬意を表したい。上述の計画サンプル数225は選挙人名簿からランダムに抽出して特定され、選ばれた人達はおおむねこころよく協力してくれたが結局26名からは解答が得られなかった。その内訳は、解答拒否4、解答不能1、面接不能21（転出11、出稼5、旅行中3、行方不明2）である。従って解答の得られたものは199名であるが、夏の休暇で帰省中の他の大学の学生の調査結果を加えて、合計264サンプルが集められた。その調査結果は東京大学の電子計算機センターで集計され12月下旬筆者の手許に届けられた。この集計は全国集計と四国集計であり、それぞれ単純集計と百分比集計とがある。この報告では専ら百分比集計を用いた。百分比は小数点以下第2位で4捨5入が行われているので各欄の合計と合計数とに微細な喰違いがあり得ること

は当然である。集計は4つの部分から成る。その一は、フェイスシート及び各アイテム毎の結果の集計である。その二は、フェイスシートの各項目相互間のクロスである。その三は、フェイスシートの各項目と各アイテムとのクロスである。その四は、各アイテム相互間のクロスである。但し後の三者については可能な一切についてのクロスが筆者の手許に届いている訳ではないので、ここで利用できるのはその一部にとどまる。

調査用紙のアイテムは合計24であるが、その内訳は、憲法そのものに関するもの3 (1)(2)(24) 天皇制に関するもの3 (3)(4)(5) 基本的人権に関するもの9 ((6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14) 及び戦争の放棄に関するもの9 (15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23) となっている。それらの質問に対する解答を通じて調査対象の憲法意識全般を察知せんとするのである。それらの質問には、事実の知識や経験を問うものと、事実や事柄についての判断を問うものがある。例えば、質問(2)(1)「あなたは今の憲法の条文について何かで見たり聞いたりしたことがありますか」は経験の有無を問うものであり、(22)「防衛庁のいわゆる「三矢研究」の内容をご存知ですか」も単なる事実についての知識の有無を問うものである。之に対して、(5)「天皇制の将来はどうあるべきだと思いますか」という質問は、事柄についての意見乃至判断を求めている。アイテム(8)のようにある意見をあげてそれについての賛否を問う形式の質問も同様である。質問は一応この二つの範疇に区分できるが、この両者が実際には必ずしも明確に区別できない場合もある。例えば(21)「ベトナム状況と関連して、日米安保条約の下で、日本が戦争にまきこまれるおそれがあると思いますか」という質問は、「ベトナム状況」や「日米安保条約」についての事実認識乃至知識の如何によって「日本が戦争にまきこまれるおそれ」の有無の判断が異なるであろう。のみならず、この「判断」は価値判断ではなくて「事実判断」である。同様に、(11)「あなたは健康で文化的な最低限度の生活を営んでいると思いますか」という質問は、「健康で文化的な最低限度の生活」についてのその人のイメージ如何によってその解答が左右されるだろう。

さて、本稿は、4つの部分から成る。その一はフェイスシート及び各アイテム毎の結果の集計及び全国のそれらとの比較である。その二はフェイスシート各項目相互のクロスである。その三は各アイテム毎の結果の概要である。その

四はフェイスシートの各項目についてそれぞれの憲法意識の傾向の概要である。但し、本稿の締切時間の制約のために各アイテム毎の結果の概要については、24のアイテムの中でさしあたり戦争の放棄に関連する9つのアイテム(15から23)にいたる)及び質問24についてのみ記述した。又、それぞれの数字の示す意味についての突込んだ分析も時間の関係で省略せざるを得なかった。

## II

調査用紙に香川県の集計結果と全国の集計結果とを対比して書き込めば(フェイスシートについては香川県のみかっこ内で示す)次の通りである。(従って集計結果の数字を除いたものが調査用紙そのものである。)

## 憲法に関するあなたの御意見

- (1) 戦後いまの憲法が作られてから、この憲法が自分達の生活に大きな影響があったと思いますか、それほど影響がなかったと思いますか。

	香 川 県	全 国
1. 大きな影響があった	46.1%	50.4%
2. それほど大きな影響がなかった	26.3	25.8
3. 影響は全くなかった	4.4	2.7
4. いちがいにいけない	5.9	11.4
5. わからない	17.3	9.6

- (2) (イ) あなたは今の憲法の条文について、何かで見たり聞いたりしたことがありますか。

1. ある	57.6	74.5
2. ない	42.4	25.5

- (ロ) (あると答えた人に) 憲法をどの程度読んだことがありますか。

1. よく読んだ	4.0	5.8
2. 一通り読んだ	14.2	21.5
3. 一部読んだことがある	33.9	40.1
4. 読んだことはない	5.5	6.6

※ (ハ) いまの憲法の特徴としてどんな点がありますか。(幾つかあげてください)

(3) いまの憲法で天皇は次のどの地位にあるとお考えですか。

1. 神さまのような人	4.6	2.4
2. 国の元首	16.0	18.4
3. 象徴	63.0	75.6
4. 一般国民と全く同じ	4.5	6.3
5. わからない	11.9	4.3

(4) 天皇および皇族に対してどんな感じをおもちですか。

1. 尊くしておそれおおい	15.5	7.9
2. 親しみを感じる	51.9	52.3
3. 何とも感じない(親しみもないし) 反感もない	24.6	32.6
4. 反感をもつ	2.7	4.2
5. わからない	5.3	2.8

(5) 天皇制の将来はどうあるべきだと思いますか。

1. 今のまゝでよい	64.5	67.1
2. 天皇にもう少し政治的な力を与える	15.0	15.6
3. 戦前のような主権者の地位にかえす	5.5	2.0
4. 天皇制を廃止する	6.4	10.1
5. わからない	8.6	5.3

(6) 言論の自由について、あなたは次の意見のうち、どれがもっとも正しいと思いますか。

1. 無条件に認められるべきだ	12.9	20.9
2. 社会に対してさし迫った危険を与えるような場合だけ制限をする	54.9	53.4
3. 制約をうけるのは当然だ	8.2	10.1
4. わからない(意見なし)	23.9	15.4

(7) 裁判に対する批判が行われることを「よい」と思いますか、「悪い」と思いますか。

1. よい	38.1	35.2
2. 悪い	5.7	5.6
3. やり方による	26.1	29.6
4. いちがいにいけない	14.7	22.3
5. わからない	15.4	7.3

(8) 民主主義の「ゆきすぎ」はよくないから、国民の自由を制限し、もっと「公共の福祉」を重んじるように憲法を改正すべきだという意見がありますが、あなたはこれに賛成ですか反対ですか。

1. 賛成	33.8	33.6
2. 反対	18.5	21.7
3. いちがいにいけない	29.9	32.0
4. わからない	17.8	12.6

(9) 集団デモ行進について、あなたは次の考え方のうち、どれに賛成しますか。

1. 社会の秩序や交通をみだすから、一切認めないように取り締まるべきだ	5.6	8.3
2. 時間や場所ややり方についてきびしい制限を加える必要がある	27.1	23.0
3. ある程度の制限はしても、できるだけ広く認めるようにすべきだ	39.1	44.0
4. 大切な権利だから、特別の理由がない限り自由にやらせるべきだ	13.5	18.2
5. わからない	14.7	6.5

(10) 労働者のストライキについて、次の考えのどれに賛成ですか。

1. どんな場合にも認められるべきだ	7.7	13.9
2. 「電気・ガス」などの公共性のつよい業種はやってはいけない	33.4	38.8
3. どんな場合にもやってはいけない	9.9	8.9
4. いちがいにいけない	39.7	33.5

- |  |      |      |
|--|------|------|
| 5. 意見なし(わからない)   | 9.4  | 4.8  |
| (11) あなたは「健康で文化的な最低限度の生活」を営んでいると思いますか。   |      |      |
| 1. 営んでいる   | 49.5 | 50.8 |
| 2. 営んでいない  | 19.6 | 20.6 |
| 3. いちがいにいえない   | 20.5 | 20.9 |
| 4. わからない   | 10.4 | 7.5  |
| ※12) あなたの考えられる「健康で文化的な最低限度の生活」は具体的にどんな生活ですか。   |      |      |
| (13) (イ) 家族の問題についておうかがいしますが、家族に関する法律や制度は、戦前に比べてよくなったと思いますか、悪くなったと思いますか。                        |      |      |
| 1. よくなった   | 45.8 | 51.0 |
| 2. 悪くなった   | 11.5 | 8.4  |
| 3. いちがいにいえない   | 37.3 | 33.0 |
| 4. わからない   | 5.4  | 7.4  |
| ※ このことについて、どの点がよくなり(A)、どの点が悪くなった(B)と<br>思いますか。   |      |      |
| (14) 今の法律では財産を相続したりする場合、子供はみな平等ということ<br>になっていますが、長男と他の子供は別にすべきだと思いますか、やは<br>り平等にしておくべきだと思いますか。 |      |      |
| 1. 全て平等にする   | 43.0 | 54.4 |
| 2. 長男は別だ   | 33.3 | 25.8 |
| 3. 嫁や養子にいった場合は別だ   | 4.5  | 6.2  |
| 4. その他色々の差別が必要だ  | 12.4 | 8.8  |
| 5. わからない   | 6.8  | 4.7  |
| (15) 現在の自衛隊は憲法に違反していると思いますか、そうは思いません<br>か。   |      |      |
| 1. 違反していると思う   | 15.1 | 25.2 |
| 2. 違反していないと思う  | 27.5 | 30.0 |
| 3. いちがいにいえない   | 24.1 | 22.4 |

4.	わからない	33.3	22.3
(16)	自衛隊は必要だと思いますか、必要でないと思いますか。		
1.	必要だと思う	60.8	59.8
2.	必要でないと思う	7.5	15.9
3.	いちがいにいえない	22.3	19.6
4.	わからない	9.3	4.6
(17)	国の内外の情勢の中で、自衛隊の果している主な役割は、次のどれだと思いますか。(ひとつだけ)		
1.	外国からの侵略を防ぐ働き	11.4	10.2
2.	国内の治安対策	23.0	24.8
3.	災害出動など民生に協力	39.9	45.3
4.	アメリカへの協力	1.4	5.0
5.	自由陣営の防衛	5.8	6.6
6.	その他	1.0	1.3
7.	わからない	17.6	6.8
(18)	憲法(第9条)には「陸海空軍その他の戦力をもたない」とあります。これを改めて本格的な軍備をもつようにすべきだという意見がありますが、あなたはこれについてどうお考えですか。		
1.	賛成	16.2	13.3
2.	反対	39.9	51.8
3.	今のところどちらともいえない	28.9	25.9
4.	わからない	15.0	8.8
(19)	賛成者に……その最大の理由として次の中一つを選んで下さい		
1.	もっと強大な軍隊がどうしても必要だ	6.0	4.5
2.	自衛隊は憲法に違反しないけれども違反だというものが多いから、改正した方がよい	2.3	2.8
3.	今の自衛隊程度でも合憲だとはいえないから、すっきりさせるため	2.8	3.7
4.	第9条はアメリカの押しつけた条文だから	1.4	1.2

5. その他	4.1	1.7
(20) 今の国際状況の中で、日本の安全を守るためにあなたは次のどれが必要だと思いますか。		
1. 日米安保条約を強化してゆく	8.4	8.6
2. 現状のままでよい	13.2	18.1
3. 安保条約をやめて非武装中立の方向をとる	16.5	22.1
4. 中立を維持しながら、日本のじまえの軍備を強化する	17.7	17.8
5. 東西両陣営と不可侵条約を結ぶ	5.3	8.3
6. 共産陣営と協力する	0.0	0.9
7. その他	1.4	2.1
8. わからない	37.5	22.0
(21) ベトナム状況と関連して、日米安保条約の下で、日本が戦争にまきこまれるおそれがあると思いますか。		
1. そのおそれは非常に大きい	10.3	15.0
2. かなりある	30.8	35.7
3. ない	15.8	15.0
4. いちがいにいえない	16.3	18.7
5. わからない	26.8	15.6
(22) 防衛庁のいわゆる「三矢研究」の内容をご存知ですか。		
1. よく知っている	2.9	4.1
2. 大体知っている	14.0	18.5
3. 少しは知っている	30.2	32.7
4. 何にも知らない	52.9	44.6
(23) 知っている人〔上の1～3〕に……こういう「研究」についてどうお考えですか。		
1. こういう計画は自衛隊として当たり前だ	4.8	7.1
2. 研究だけならさしつかえない	21.0	22.2
3. これは憲法の平和主義に違反する	8.7	11.8

4. 軍国主義の前兆だから、責任を追求して 絶を絶つべきだ	4.6	8.4
5. その他	0.8	1.2
6. わからない	7.6	5.0
(24) いまの憲法は、大筋としては日本にふさわしいと思いますか。		
1. ふさわしい	31.4	41.0
2. ふさわしくない	5.2	7.9
3. いちがいにいけない	39.0	34.9
4. わからない	24.4	16.1

(フェイスシート)

I [年齢]	1. 20~24 (10.5%)	2. 25~29 (9.8)	3. 30~34 (12.9)
	4. 35~39 (11.5)	5. 40~44 (10.6)	6. 45~49 (10.4)
	7. 50~54 (9.7)	8. 55~59 (10.6)	9. 60~69 (8.5)
	10. 70~79 (3.5)	11. 80以上 (1.6)	

II [性別]	1. 男 (48.7)	2. 女 (51.3)							
III [学歴]	1. 旧大 (2.0)	2. 旧高専 (6.4)	3. 旧中 (25.0)	4. 小卒 (30.1)	5. 新大 (5.7)	6. 短大 (3.2)	7. 新高 (15.3)	8. 新中 (8.3)	9. その他 (4.0) [中退は卒に含める]

IV [職業] [自営]	1. 農林漁業 (27.4)	2. 商工サービス業 (8.0)	3. 自由業 (2.5)
[被傭者]	4. 管理職 (3.2)	5. 専門技術職 (5.6)	6. 事務職 (11.8)
	7. 労務職 (5.2)	8. 家族従業 (農林漁業) (2.6)	9. 家族従業 (自由業, 商工サービス業) (4.5)
	[無職]	10. 学生 (2.3)	11. 主婦 (17.5)
	12. 無職 (9.1)		

[勤め先規模] (本人, 4~7までの人に)	1. 1000人以上 (3.3)	2. 100~999人 (7.3)	3. 5~99人 (7.7)	4. 4人以下 (1.6)	5. 官公庁 (公共企業体を含む) (9.1)
------------------------	------------------	-------------------	----------------	---------------	-------------------------

V [あなたの世帯の年収] (実収入の大体)	1. 30万円未満 (29.3)	2. 30万円以上~60万円未満 (37.5)	3. 60万円~100万円 (22.7)	4. 100万円~200万円 (8.1)	5. 200万円以上 (0.6)
------------------------	------------------	-------------------------	----------------------	----------------------	------------------

- VI [支持政党] 1. 自民 (38.3) 2. 社会 (19.6) 3. 公明 (0.6) 4. 民社 (2.1) 5. 共産 (0.8) 6. その他 (1.1) 7. 答えたくない (9.6)  
8. 支持政党なし (27.9)

VII 好きな国2つに○を, 嫌いな国2つに△をつけて下さい

1. アメリカ (○22.7 △6.5) 2. 韓国 (○1.8 △12.1) 3. 西ドイツ (○10.1 △0.3) 4. イギリス (○10.0 △0.9) 5. スイス (○27.3 △0.0) 6. ソ連 (○7.3 △27.3) 7. 中国 (中共) (○6.9 △19.2) 8. フランス (○18.0 △0.3) 9. インド (○4.8 △1.2) 10. 答えたくない (5.2) 11. わからない (5.2)

VIII [地域]

都道府県 市 区 町 村

- (イ) 1. 農(山漁)村地域 (49.3) 2. 非農村 (50.7)  
(ロ) 1. 六大都市 2. 大都市 (22.9) 3. 中小都市 (29.4) 4. 町村 (47.7)  
(ハ) 1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 北陸 5. 中部 6. 近畿 7. 中国 8. 四国 9. 九州

香川県の調査結果と全国集計結果と比較するとき二三の注目すべきことに気付く。その一は、香川県は全国よりも著しくDKの比率が高いことである。各質問毎のDKの比率を香川県と全国とを対比すれば次の通りである。

質問No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
香川県%	17.3	47.9	11.9	5.3	8.6	23.9	15.4	17.8	14.7	9.4	10.4
全国%	9.6	32.1	4.3	2.8	5.3	15.4	7.3	12.6	6.5	4.8	7.5

質問No.	13	14	15	16	17	18	20	21	22	23	24
香川県%	5.4	6.8	33.3	9.3	17.6	15.0	37.5	26.8	52.9	7.6	24.4
全国%	7.4	4.7	22.3	4.6	6.8	8.8	22.0	15.6	44.6	5.0	16.1

DKが全国より香川県の方が低いのは質問(13)「家族に関する法律や制度は戦

前に比べてよくなったと思いますか悪くなったと思いますか」だけであり、他はすべて香川県の方が全国より著しくDK率が高くなっており、特に質問(3)「いまの憲法で天皇は次のどの地位にあるとお考えですか」質問(7)「裁判に対する批判が行われることをよいと思いますか、悪いと思いますか」質問(9)「集団デモ行進についてあなたは次の考え方のうちどれに賛成しますか」質問(16)「自衛隊は必要だと思いますか、必要でないと思いますか」及び質問(17)「国の内外の情勢の中で、自衛隊の果している主な役割は次のどれだと思いますか」の5つの質問については香川県のDK率は全国のその2倍以上に及んでいる。特に質問(2)「あなたは今の憲法の条文について何かで見たり聞いたりしたことがありますか、(あると答えた人に)憲法をどの程度読んだことがありますか」質問(15)「現在の自衛隊は憲法に違反していると思いますか、そうは思いませんか」質問(20)「今の国際情勢の中で、日本の安全を守るためにあなたは次のどれが必要だと思いますか」及び質問(22)「防衛庁のいわゆる三矢研究の内容をご存知ですか」の4つの問題については、実にDKが全体の3分の1を超えているのである。

その二は、各アイテム毎に憲法的価値基準から見て正しい或は好ましい判断や解答が全体の中で占める比率を算出して香川県の場合と全国の場合を比較したのが下表である。但し質問(4)(11)(13)15(16)(17)(19)(20)(21)(22)(24)についてはこの比率を出すことは妥当でないから除外した。又全体との比率という場合の全体の中から判断を保留した者及びDKの数字は除いた。

質問No.	1	2	3	5	6	7	8	9	10	14	18	23
香川県%	94	52	71	77	89	75	37	61	82	46	71	14
全国%	96	67	79	81	87	92	39	66	85	57	79	21

質問(6)のみは香川県の方が全国よりも高い数字を示しているが、その他はすべて全国の方が香川県よりも高くなっており、その差が10%以上開いているのは、質問(2)、質問(7)及び質問(14)の3つである。比率の数字が50%未満のものは質問(8)及び質問(14)の2つである。(質問(23)は質問(22)で「知っている」と答えた者のみに対するものである)。

その三は、各アイテムに対する解答の選択肢を比率の多い順序に並べた場合に、その順序は香川県の場合と全国の場合とを比較すればほぼ一致する事は注目される。たゞ次の4つのアイテムに就ては順序が食違っている。(但し、この順序作製の際には、判断保留者とDKは除いた。)質問(3)に関して、香川県では、「象徴」63.0%「国の元首」16.0%「神さまのような人」4.6%「一般国民と全く同じ」4.5%の順であるが、全国では「象徴」75.6%「国の元首」13.4%「一般国民と全く同じ」6.3%「神さまのような人」2.4%の順となっており、第3位と第4位が逆になっている。質問(10)について香川県では、「電気・ガスなどの公共性のつよい業種はやってはいけない」33.4%「どんな場合にもやってはいけない」9.9%「どんな場合にも認められるべきだ」7.7%の順であるが、全国では「電気・ガスなどの公共性のつよい業種はやってはいけない」38.8%「どんな場合にも認められるべきだ」13.9%「どんな場合にもやってはいけない」8.9%の順となっており、第2位と第3位とが入れ代っている。質問(20)について香川県では「中立を維持しながら日本のじまへの軍備を強化する」17.7%「安保条約をやめて非武装中立の方向をとる」16.5%「現状のままでよい」13.2%「日米安保条約を強化してゆく」8.4%「東西両陣営と不可侵条約を結ぶ」5.3%「その他」1.4%「共産陣営と協力する」0.0%の順であるが全国では「安保条約をやめて非武装中立の方向をとる」22.1%「現状のままでよい」18.1%「中立を維持しながら日本のじまへの軍備を強化する」17.8%、以下は香川県と同じ順序で「日米安保条約を強化する」8.6%「東西両陣営と不可侵条約を結ぶ」8.3%「その他」2.1%「共産陣営と協力する」0.9%となっている。即ち武装中立論は香川県では第1位であるが、全国では第3位にすぎないのである。質問(23)について香川県では「研究だけならさしつかえない」21.0%「これは憲法の平和主義に反する」8.7%「こういう計画は自衛隊として当たり前だ」4.8%「軍国主義の前兆から責任を追求して根を絶つべきだ」4.6%「その他」0.8%の順序であるが、全国では「研究だけならさしつかえない」22.2%「これは憲法の平和主義に反する」11.8%「軍国主義の前兆だから責任を追求して根を絶つべきだ」8.4%「こういう計画は自衛隊として当たり前だ」7.1%「その他」1.2%の順序である。第3位と第4位とが逆になっている。

## III

調査対象264人について、年齢、性別、学歴、職業、世帯年収、支持政党、及び地域別の区分をフェイスシートによって調査した。その概要は次の通りである。

## 1. 年齢

年齢区分	計	性別		学歴								
		男	女	旧大	旧高専	旧中	小卒	新大	短大	新高	新中	その他
20~24	10.5	5.9	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.7	4.6	2.1	0.0
25~29	9.8	3.9	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.9	4.9	2.6	0.0
30~34	12.9	4.7	8.2	0.0	0.6	2.1	0.0	2.3	0.3	4.4	3.3	0.0
35~39	11.5	6.1	5.4	0.0	0.3	5.1	4.1	0.0	0.3	1.1	0.0	0.6
40~44	10.6	5.4	5.2	0.3	1.4	4.5	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
45~49	10.4	4.6	5.8	0.0	0.6	2.5	6.7	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
50~54	9.7	4.9	4.9	0.9	0.8	5.2	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
55~59	10.6	6.0	4.6	0.6	1.1	2.5	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
60~69	8.5	4.4	4.1	0.3	1.2	2.1	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
70~79	3.5	2.3	1.2	0.0	0.0	0.8	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
80以上	1.6	0.6	1.1	0.0	0.3	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
計	100.0	48.7	51.3	2.0	6.4	25.0	30.1	5.7	3.2	15.3	8.3	4.0

年齢の刻み方は20才以上59才までは5才間隔、60代及び70代は10才間隔とした所、各々の年齢層は多少の高低はあるがほぼ10%を上下する比率となった。但し、60代、70代及び80以上は、何れも少数である。各年齢層における男女の割合は概して均等であるが、たゞ30代前半の層では3.5%の差がある。その理由は明かでない。次に各年齢層における学歴の分布については、各年齢層毎に比率の高い順序に学歴を示せば次の通りである。20代及び30代前半では新高、新中、新大の順、30代後半及び40代前半では旧中、小卒の順、40代後半から上の層では小卒、旧中の順となっている（但し、50代前半のみは小卒と旧中の比率が逆になっている）。30代前半から下の層において（新大+短大）の比率合計は、3.7、2.3、2.6（旧高専を加えると3.2）であるが、40代から上の層において

(旧大+旧高専)の比率合計は、1.7, 0.6, 1.7, 1.7, 1.5, 0.0, 0.3であって、高等教育を受けた者は30代前半以下の若い層の方が若干多い。

年令区分	支 持 政 党									合計 T	自民党支持率S <sup>1</sup> A÷(I-N)×100	革新政党支持率S <sup>2</sup> (B+C)÷(I-N)×100	S <sup>1</sup> -S <sup>2</sup>
	自民 A	民社	公明	社会 B	共産 C	その他	答え くない	支持政 党なし N	合計 I				
20～24	2.8	0.3	0.0	3.0	0.6	0.0	0.6	3.2	10.5	38%	49%	-11	
25～29	3.8	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	1.1	3.3	9.8	58	26	32	
30～34	3.6	0.6	0.0	1.8	0.3	0.0	1.4	5.2	12.9	46	27	19	
35～39	4.3	0.3	0.0	3.7	0.0	0.0	0.3	2.9	11.5	50	43	7	
40～44	3.3	0.9	0.0	3.3	0.0	0.0	2.0	1.1	10.6	34	34	0	
45～49	2.9	0.0	0.3	2.5	0.0	0.0	1.4	3.1	10.4	39	34	5	
50～54	4.6	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	4.3	9.7	85	14	71	
55～59	7.1	0.0	0.3	1.1	0.0	0.6	0.6	0.9	10.6	73	11	62	
60～69	3.6	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	1.5	2.4	8.5	59	18	41	
70～79	2.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.6	0.6	3.5	68	10	58	
80以上	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.8	1.6	37	0	37	
計	38.3	2.1	0.6	19.6	0.8	1.1	9.6	27.9	100.0				

各年令層の政党支持率は上の表の通りである。自民党は20代前半及び80以上の場合を除き各年令層すべてにおいて第一位の支持率をもっている。合計から「支持政党なし」を差引いた数に対する自民党支持者の比率(自民党支持率)を求めその多い順に年令層を並べると次の通りである。(1)50～54(85%) (2)55～59(73%) (3)70～79(68%) (4)60～69(59%) (5)25～29(58%) (6)25～39(50%) (7)30～34(46%) (8)45～49(33%) (9)20～24(38%) (10)80以上(37%) (11)40～44(34%)。この順位は、50代、70代、60代、30代の順となっているが、20代前半と後半及び40代前半と後半とが入乱れており、殊に20代前半と後半とで20%の差が見られる。この事は、20代後半の自民党支持率が可成り高い点に問題があることを示している。その理由は種々の臆測が可能であるが明確では

ない。次に社会党及び共産党の支持者合計の（合計—支持政党なし）に対する比率（革新政党支持率）について多い順に年令層を並べると次の通りである。

- (1) 20~24 (49%) (2) 35~39 (43%) (3) 40~44及び45~49 (34%) (5) 30~34 (27%) (6) 25~29 (26%) (7) 60~69 (18%) (8) 50~54 (14%) (9) 55~59 (11%) (10) 70~79 (10%) (11) 80以上 (0%)。こゝでは、自民党支持率でみられた様な40代の分裂はない代りに、30代の前半と後半の差が16%、更に20代の前半と後半の差が23%に及んでいる。

最後に、自民党支持率から革新政党支持率を減じた数字を算出すると上の表右欄の如くである。この数字は、革新政党支持率との関係における自民党支持率の大きさを示す。その大きい順に年令層を並べると次の通りである。(1)50—54(2)55—59(3)70—79(4)60—69(5)80以上(6)25—29(7)30—34(8)35—39(9)45—49(10)40—44(11)20—24。この順位は、上述の自民党支持率そのものよりもより一層正しく各年令層の保守的性格を指示するものと考えられる。これを自民党支持率の順位と比較すると30—34と35—39、40—44と20—24がそれぞれ順位が逆になっている外、80以上の順位が第10位から第5位へと大巾な変化を示している。

## 2. 性別別

調査対象の性別内訳は、男48.7%、女51.3%である。学歴、職業及び支持政党についての性別区分は次の通りである。

		学歴								
		旧大	旧高専	旧中	小卒	新大	短大	新高	新中	その他
男	48.7%	1.4	4.4	13.0	14.3	4.9	1.5	5.2	2.9	1.2
女	51.3%	0.6	2.0	12.0	15.9	0.8	1.7	10.0	5.3	2.8
計		2.0	6.4	25.0	30.1	5.7	3.2	15.3	8.3	4.0

旧制度の高等教育は男5.8%に対し女は2.6%であって男の半分未満に満たない。新制の高等教育についても、男6.4%に対して女は2.5%であってやはり男の半分以下となっている。ところが、新高及び新中については、女は男の2倍近い比率を示している。以上のことから見れば、男は女よりも平均的には学歴が高いものと考えられる。別の面から之を示せば、旧大学、旧高専、新大、及び短大の合計は、男ではその25%に当たるが、女では9.9%にすぎない。

	農林漁業	商工サービス業	自由業	管理職	専門技術職	事務職	労務職	家族従業(農林漁業)	家族従業(自由業・商工サービス業)	学生	主婦	無職
男	15.6	5.1	1.2	2.9	4.1	9.8	3.7	0.0	1.7	1.7	0.0	2.9
女	11.8	2.9	1.4	0.3	1.5	2.0	1.4	2.6	2.8	0.5	17.5	6.3
計	27.4	8.0	2.5	3.2	5.6	11.8	5.2	2.6	4.5	2.3	17.5	9.1

男が女の2倍以上の比率を点めている職業は、管理職、専門技術職、事務職、労務職、及び学生であるが、女の方が高い比率を占めるものは、自由業、家族従業、主婦、及び無職である。

	自民	民社	公明	社会	共産	その他	答えたくない	支持政党なし
男	16.5	1.2	0.3	12.1	0.8	0.6	4.1	13.1
女	21.8	0.9	0.3	7.4	0.0	0.5	5.5	14.8
計	38.3	2.1	0.6	19.6	0.8	1.1	9.6	27.9

支持政党については、民社党、社会党、共産党、及び「その他」は男の支持率が女のそれを上廻っており、自民党のみはその逆となっている。「答えたくない」及び「支持政党なし」についても女の方が多い。

### 3. 学歴

学歴を旧大学卒(2.0%)旧高专卒(6.4%)旧中学卒(25.0%)小学校卒(30.1%)新制大学卒(5.7%)短大卒(3.2%)新制高校卒(15.3%)新制中学卒(8.3%)及びその他(4.0%)の9つに区分すると、各学歴中の職業分布

	農林漁業	商工サービス業	自由業	管理職	専門技術職	事務職	労務職	家族従業(農林漁業)	家族従業(自由業・商工サービス業)	学生	主婦	無職	計
旧大	1.2	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
旧高专	0.0	0.3	0.0	0.9	1.8	0.8	0.0	0.0	0.6	0.0	1.2	0.6	6.4
旧中	3.2	2.6	1.4	2.1	0.9	4.5	0.8	0.3	0.9	0.0	5.5	2.8	25.0
小卒	15.3	2.0	0.3	0.0	0.0	0.6	2.8	1.2	0.3	0.0	4.4	3.3	30.1
新大	0.6	0.3	0.0	0.0	0.9	2.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.3	0.0	5.7
短大	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.6	0.3	0.8	0.0	3.2
新高	1.8	1.7	0.0	0.0	1.2	1.8	0.6	1.2	1.7	0.3	3.7	1.4	15.3
新中	4.7	0.9	0.0	0.0	0.6	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9	0.3	8.3
その他	0.6	0.3	0.9	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.8	0.8	4.0

は次の通りである。

それぞれの学歴層において多い順に職業3つを示すと次の通りである。旧大学卒は、農林漁業、管理職、専門技術職、及び事務職。旧高専卒は、専門技術職、主婦、及び管理職。旧中学卒は、主婦、事務職、及び農林漁業。小学校卒は、農林漁業、主婦、及び無職。新制大学卒は、事務職、学生、及び専門技術職。短大卒は、事務職、主婦、及び家族従業（自由業及び商工サービス業）。新制高校卒は、主婦、事務職、及び農林漁業。新制中学卒は、農林漁業、商工サービス業、労務職、及び主婦。その他は、自由業、主婦、及び無職。

次に各職業別に最も多い学歴を示せば、農林漁業は小学校卒（農林漁業全体の55%）商工サービス業は旧制中学卒（32%）自由業は旧制中学卒（56%）、管理職は旧制中学卒（65%）、専門技術職は旧制高専卒（32%）、事務職は旧制中学卒（38%）、労務職は小学校卒（53%）、家族従業（農林漁業）は小学校卒と新制高校卒（それぞれ46%）、家族従業（自由業及び商工サービス業）は新制高校卒（37%）、学生は新制大学（73%）、主婦は旧制中学卒（31%）、無職は小学校卒（36%）である。

	世帯年収					計
	30万円未満	30~60未満	60~100	100~200	200万円以上	
旧大	1.2	0.0	0.6	0.3	0.0	2.0
旧高専	1.2	2.0	2.9	0.3	0.0	6.4
旧中	2.8	9.5	8.9	2.9	0.6	25.0
小卒	14.6	10.5	3.2	1.9	0.0	30.1
新大	1.4	2.9	0.8	0.6	0.0	5.7
短大	1.5	0.3	1.2	0.3	0.0	3.2
新高	1.4	7.9	3.5	1.8	0.0	15.3
新中	4.1	3.3	0.9	0.0	0.0	8.3
その他	1.1	1.2	0.9	0.0	0.0	4.0
計	29.3	37.5	22.7	8.1	0.6	100.0

学歴と世帯年収との関係を示すのが前表である。各学歴層において世帯年収60万円未満の者の占める比率は次の通りである。旧制大学卒は60%、旧高専卒は50%、旧制中学卒は49%、小学校卒は83%、新制大卒は75%、短大卒は56%、新制高校卒は60%、新制中学卒は89%、その他は57%。

	農 村	非 農 村
旧 大	1.4	0.6
旧高専	2.4	4.0
旧 中	8.5	16.5
小 卒	21.8	8.3
新 大	2.3	3.4
短 大	0.0	3.2
新 高	5.3	10.0
新 中	6.5	1.8
その他	1.2	2.8

左表は各学歴層における居住地の区分を示しているが、旧制大学卒、小学校卒、及び新制中学卒は農村の方に多く居住し、旧高専卒、旧制中学卒、新制大学卒、短大卒、新制高校卒、及びその他は非農村に多く居住していることがわかる。

支 持 政 党												
	自民 A	民社	公明	社会 B	共産 C	その他	答えた くない	支持政 党なし N	計 T	自民党支持 率 S <sub>1</sub> = $\frac{A}{(T-N)} \times 100$	革新政党支持 率 S <sub>2</sub> = $\frac{(B+C)}{(T-N)} \times 100$	S <sub>1</sub> - S <sub>2</sub>
旧 大	0.9	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.9	2.0	8 1	2 7	5 4
旧高専	1.8	0.6	0.0	1.6	0.0	0.0	1.2	1.2	6.4	3 4	3 0	4
旧 中	13.5	0.3	0.3	3.7	0.0	0.6	1.4	5.1	25.0	6 7	1 8	4 9
小 卒	12.3	0.0	0.3	6.0	0.0	0.0	3.5	7.9	30.1	5 5	2 7	2 8
新 大	1.2	0.3	0.0	1.4	0.6	0.0	0.6	1.7	5.7	3 0	5 0	-20
短 大	0.8	0.0	0.0	0.9	0.3	0.0	0.0	1.2	3.2	4 0	6 0	-20
新 高	6.9	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	1.8	3.5	15.3	5 8	2 6	3 2
新 中	0.0	0.6	0.0	2.1	0.0	0.0	0.9	4.7	8.3	0	5 8	-58
その他	0.8	0.3	0.0	0.3	0.0	0.5	0.3	1.8	4.0	3 6	1 3	2 3
計	38.3	2.1	0.6	19.6	0.8	1.1	9.6	27.9	100.0			

各学歴層毎の支持政党の分布は上表の如くである。自民党は、旧大学卒（自

民党支持率81%)旧制中学卒(67%),新制高校卒(58%)小学校卒(55%)によって支持されており,革新政党は短大卒(60%),新制中学卒(58%)新制大学卒(50%)によって支持されている。別の角度から,即ち,各政党の支持者中で如何なる学歴の者が多いかを見ると次の如くである。自民党はその支持者の67%は旧制中学卒及び小学校卒で占めており,民社党支持者の57%が旧高専卒と新制中学卒,公明党支持者はすべて旧中学卒と小学校卒,社会党支持者の65%は小学校卒,旧制中学卒,及び新制高校卒,そして,共産党支持者はすべて新制大学卒と短大卒となっている。

自民党支持率から革新政党支持率を減じた数字を各学歴について算出すると前頁の表の右欄の如くである。その値の大きい順に学歴を並べると,(1)旧大(2)旧中(3)新高(4)小卒(5)その他(6)旧高専(7)新大及び短大(9)新中となる。各学歴層の保守的性格を示す指標としての意味をもつ。

#### 4. 職 業

調査対象を次の如く11の職業に区分すると,その各々の比率及び各職業層の世帯収入の分布は次の通りである。

	計	30万円未満	30~60未満	60~100	100~200	200万円以上
農 林 漁 業	27.4	11.8	12.4	2.0	1.2	0.0
商工サービス業	8.0	1.6	3.3	1.4	1.3	0.0
自 由 業	2.5	0.3	0.6	1.4	0.0	0.0
管 理 職	3.2	0.0	0.9	1.2	0.9	0.3
専 門 技 術 職	5.6	0.3	2.1	2.1	1.2	0.0
事 務 職	11.8	2.1	4.6	4.0	1.1	0.0
労 務 職	5.2	1.8	2.5	0.8	0.0	0.0
家族従業 (農林漁業)	2.6	0.9	1.2	0.6	0.0	0.0
家 族 従 業 (自由業・商工サービス業)	4.5	1.2	0.9	1.5	1.0	0.0
学 生	2.3	1.1	0.3	0.8	0.0	0.0
主 婦	17.5	3.4	6.2	5.2	1.5	0.3
無 職	9.1	4.9	2.3	1.7	0.0	0.6
計	100.0	29.3	37.5	22.7	8.1	0.0

職業では農林漁業(従って居住地域は農村)が圧倒的に多く27.4%を占め,

ついで主婦 (17.5%),事務職 (11.8%),無職 (9.1%),商工サービス業 (8.0%) 等がこれに続いている。学生 (2.3%) 自由業 (2.5%) 家族従業 (農林漁業) (2.6%) 等は少い。次に世帯収入の分布をみると、農林漁業 (88%), 労務職 (82%), 家族従業 (農林漁業) (80%), はそれぞれの80%以上が世帯年収60万円未満であり、無職も約80%が同様である。

	自民 A	民社	公明	社会 B	共産 C	その他	答 え た く ない	支 党 持 た ず な し N	合 計 T	自 民 党 支 持 率 $S_1 = \frac{A}{T-N} \times 100$	革 新 政 党 支 持 率 $S_2 = \frac{B+C}{T-N} \times 100$	$S_1 - S_2$
農 林 漁 業	10.3	0.6	0.0	2.9	0.0	0.0	3.5	10.0	27.4	59	16	43
商工サービス	3.4	0.3	0.0	2.0	0.0	0.0	1.2	1.2	8.0	50	29	21
自 由 業	1.4	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.6	2.5	73	15	58
管 理 職	1.8	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.9	0.3	3.2	62	10	52
専 門 技 術 職	0.6	0.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.9	1.5	5.6	14	56	-42
事 務 職	2.6	0.3	0.0	4.0	0.3	0.6	0.9	3.2	11.8	30	50	-20
労 務 職	0.3	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	0.3	1.4	5.2	7	81	-74
家 族 従 業 (農林漁業)	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	100	0	100
家族従業(自由業・商工サービス業)	3.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.9	4.5	86	13	73
学 生	0.0	0.3	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.8	2.3	0	80	-80
主 婦	9.5	0.3	0.3	2.6	0.0	0.0	1.1	3.7	17.5	68	18	50
無 職	2.5	0.0	0.0	0.8	0.0	0.5	0.8	4.4	9.1	53	17	36
計	38.3	2.1	0.6	19.6	0.8	1.1	9.6	27.9	100.0			

上の表は各職業別に支持政党率を示したものである。之によってみれば、自民党支持率の高いのは、家族従業 (農林漁業) (100%), 家族従業 (自由業及び商工サービス業) (86%), 自由業 (73%), 主婦 (68%), 管理職 (62%), 農林漁業 (59%) 無職 (53%) 商工サービス業 (50%) であり、革新政党支持率の高いのは、労務職 (81%), 学生 (80%) 専門技術職 (56%) 事務職 (50%) で

ある。家族従業（農林漁業）は革新政党支持者が零、又逆に、学生は自民主党支持者が零であるのは注目される。自民主党支持率から革新政党支持率を減じた数字を多い順に並べると、(1)家族従業(農林漁業)(2)家族従業（自由業・商工サービス業）(3)自由業(4)管理職(5)主婦(6)農林漁業(7)無職(8)商工サービス業(9)事務職(10)専門技術職(11)労務職(12)学生の順となる。次に、自民主党支持者の68%は農林漁業、主婦、商工サービス業、及び家族従業（商工サービス業）に属し、民社党支持者の28%が農林漁業に属するほかそれぞれ14%が商工サービス業、専門技術職、事務職、学生、及び主婦に分散している。公明党支持者は自由業と主婦が相半ばしている。社会党支持者の64%は事務職、労務職、農林漁業、及び主婦に属している。共産党支持者は学生及び事務職である。

5. 世帯年収入

世帯年収入を5段階に区分したとき、それぞれの比率と各世帯収入層毎の政党支持率は下表の通りである。

	自民 A	民社 B	公明 C	社会 D	共産 E	その他 F	答 え た く な い G	支 持 政 党 な し H	合 計 T	自 民 党 支 持 率 $S_1 = \frac{A}{T-N} \times 100$	革 新 政 党 支 持 率 $S_2 = \frac{B+C}{T-N} \times 100$	$S_1 - S_2$
30万未満	8.7	0.0	0.0	4.9	0.6	0.3	2.8	12.1	29.3	50	31	19
30~60	12.4	1.5	0.3	10.0	0.3	0.0	3.8	9.2	37.5	43	36	7
60~100	10.3	0.6	0.3	4.4	0.0	0.6	1.8	4.9	22.7	57	24	33
100~200	4.6	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	1.2	2.7	8.1	75	4	71
200万以上	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	100	0	100
計	38.3	2.1	0.6	19.6	0.8	1.1	19.6	27.9	100.0			

世帯年収入30万円未満が29.5%を占め、30~60万円に属する37.5%を加えると66.8%即ち全体の3分の2を上廻る。100万円以上の層は8.7%即ち全体の1割に充たない。

世帯年収入の各層の支持政党分布を上図によって検すれば、自民主党支持率は、200万円以上の100%を最高に、100~200万の75%、60~100万の57%、30万未満の50%、及び30~60万円の43%であり、之とは逆に、革新政党支持率は30~60万円の36%、30万円未満の31%、60~100万円の24%、100~200万円の4%、及び200万円以上の零である。30万円未満の層を別とすれば、世帯年収入

の高い層ほど自民党支持率は高くなり、革新政党支持率は低くなる。問題は30万円未満の層である。その層の比率は調査対象全体の29.3%をしめるが、その職業は20頁 前掲表の示す通り、農林漁業全体の43%、無職の53%、主婦の19%等を含み、居住地域ではその65%が農村、35%が非農村である。年齢別では、20~24がこの所得層の15%、45~49が15%、55~59が12%、30~34が9%をしめ、以上の年齢層が30万円未満の層の51%をしめる。この様な特質をもつ30万円未満の層の支持政党は、自民党支持率50%、革新政党支持率31%である。この比率が逆であったと仮定すれば、「自民党支持率は世帯収入の高くなるにつれて高まるし、革新政党支持率は世帯収入の低くなるにつれて高まる」という結果が示されることになるが、事実はそのようではない。このことは、種々の解釈が可能であろうが、「極貧層の自民党支持」(戒能通孝氏)を示す一例である。

自民党支持率から革新政党支持率を減じた数字をその多い順に並べると、(1) 200万円以上 (2) 100~200 (3) 60~100 (4) 30万円未満 (5) 30~60の順となる。

## 6. 支持政党

調査対象の支持政党の比率と、それぞれの居住地域区分は次の通りである。

	計	農 村	非農村	大都市	中小都市	町 村
自 民	38.3	17.6	20.7	9.6	11.6	17.1
民 社	2.1	0.6	1.5	1.0	0.5	0.6
公 明	0.6	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0
社 会	19.6	6.2	13.4	5.7	7.9	5.9
共 産	0.8	0.0	0.8	0.3	0.5	0.0
そ の 他	1.1	0.6	0.5	0.0	0.5	0.6
答えたく ない	9.6	6.2	3.4	1.6	2.1	5.9
支持政党 なし	27.9	18.2	9.7	4.1	6.1	17.7
計	100.0	49.3	50.7	22.9	29.4	47.7

支持政党は自民党が38.3%で第1位を占め、第2位の社会党はその半分を僅かに上廻る19.6%にすぎない。他の政党は全部合算しても4.6%にすぎず問題

にならない。「答えたくない」は9.6%であるが、そのほぼ3分の2が農村に居住していることから自民党支持者であろうとか、或はその逆に革新政党支持者であろうとか、一律に推定することはできない。「答えたくない」理由は様々であるからだ。「支持政党なし」が27.9%をしめることは特に注意しなくてはならない。それは、既成政党に対する不信を意味するものであるか、政党不在の政治的風土を示すものか、その何れであるか明かではないが、或はその双方であるのかもしれない。

次に自民党は大都市（9.6%）よりは中小都市（11.6%）に多く、中小都市よりは町村（17.1%）に多い。社会党は大都市（5.7%）町村（5.9%）より多少中小都市（7.9%）に多い程度である。共産党は町村にはいない。

年令、性別、学歴、職業、及び世帯年収入と支持政党との関係については、それぞれ15頁、17頁、19頁、21頁及び22頁において述べた所を参照せられたい。

7. 地 域

	大 都 市	中 小 都 市	町 村	計
農 村	0.0	1.6	47.7	49.3
非 農 村	22.9	27.8	0.0	50.7
計	22.9	29.4	47.7	100.0

町村居住者は即ち農村であり、大都市居住者は即ち非農村であるが、中小都市居住者29.4%の一部は（1.6%）は農村に属する。

	性 別		年 令													若 年	老 年
	男	女	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~69	70~79	80以上				
農 村	24.4	24.9	3.8	4.4	7.7	4.7	6.2	5.9	5.6	6.2	3.8	1.2	0.0	26.8	22.7		
非 農 村	24.4	26.3	6.7	5.5	5.2	6.8	4.5	4.5	4.2	4.4	4.7	2.3	1.6	28.7	21.7		

各地域の男女別については特に見るべき相違は見られず、たゞ女性が非農村の方に多少多い程度である。年令の分布については、20才から39才までと、60才

から上は非農村居住者の方が多い(但し30~34だけは例外)のに対して、この間には生まれた40才から59才までの 壮年層 では農村居住者の方が多くなっている。後に県民各層の動向を分析する際には、20才から44才までを若年、45才以上を老年として取扱ったが、それらの居住地域は、若年では多少非農村が多く、老年ではその逆である。

	職 業												
	農林漁業	商サービス	工業	自由業	管理職	専門技術職	事務職	労務職	家族従業(農林漁業)	家族従業(自由業・商工サービス業)	学生	主婦	無職
農 村	27.4	1.2	0.6	1.2	2.4	3.5	1.8		2.6	0.0	0.3	5.6	2.9
非農村	0.0	6.8	2.0	2.1	3.2	8.3	3.4		0.0	4.5	2.0	12.0	6.2

	世 帯 年 収 入				
	30万円以下	30~60万	60~100万	100~200万	200万円以上
農 村	19.1	19.1	7.3	3.8	0.0
非農村	10.3	18.4	15.4	4.3	0.6

農村における職業では、農林漁業が過半数を占め、非農村では、主婦、事務職、商工サービス業及び無職が多い。各職業の分布では、農林漁業、及び家族従業(農林漁業)が農村に限られているのに対して、その職業の3分の2以上が非農村に居住するのは、商工サービス業、自由業、事務職、家族従業(自由業、商工サービス業)学生、主婦及び無職である。世帯年収入の分布については、30万円以下は農村が非農村の倍近く、60~100万円の層も3分の2以上が非農村に居住し、又、200万円以上は全部非農村である。60万円以下は農村では全体の77%に達するが、非農村では56%にすぎない。学歴と地域については19頁以下、又、支持政党と地域については23頁以下においてそれぞれ既に述べた。

8. 好きな国と嫌いな国

フェイスシートにおいて「好きな国2つに○を、嫌いな国2つに△をつけて

ください」として9つの国名を掲げた結果は次の通りとなった。

	アメリカ	韓 国	西ドイツ	イギリス	スイス	ソ 連	中 国 (中共)	フラン ス	インド
好きな者 a	22.7	1.8	10.1	10.0	27.3	7.3	6.9	18.0	4.8
嫌いな者 b	6.5	12.1	0.3	0.9	0.0	27.3	19.2	0.3	1.2
a - b	16.2	-10.3	9.8	9.1	27.3	-20.3	-12.3	17.7	3.6
a ÷ b	3.5	0.1	33.6	11.1	∞	0.3	0.4	60.0	4.0

好きな国として多くの人達からあげられている国を支持者の比率の多い順序にあげると、(1)スイス (2)アメリカ (3)フランス (4)西ドイツ (5)イギリス (6)ソ連 (7)中国 (8)インド (9)韓国の順となる。次に嫌いな国について同様の順序をあげると、(1)ソ連 (2)中国 (3)韓国 (4)アメリカ (5)インド (6)イギリス (7)西ドイツ (8)フランス (9)スイスである。それぞれの国について、好きな者の比率から嫌いな者の比率を差引いた数字を大きい順に並べると、(1)スイス (2)フランス (3)アメリカ (4)西ドイツ (5)イギリス (6)インド (7)韓国 (8)中国 (9)ソ連の順となる。この中で韓国、中国及びソ連は負数であって、嫌う者の方が多きことを示している。次に好む者の嫌う者に対する比率を多い順に並べると、(1)スイス (2)フランス (3)西ドイツ (4)イギリス (5)インド (6)アメリカ (7)中国 (8)ソ連 (9)韓国となる。以上の結果によれば、スイス及びフランスは文句なく多くの人々によって好かれており、中国、ソ連及び韓国は多くの人々によって嫌われていることがわかる。以上の結果については様々な感想を持つけれどもこゝでは次の二つの事を注意することとする。その一は国の好悪を左右する因子にはいろいろあるけれども、マスコミや教育によって与えられる影響力を最も重視すべきであろう。そして、アメリカ「人」や韓国「人」の場合はその国民との直接接触の体験によって多少の補強乃至変容が加えられたであろう。その二は、中国、ソ連及びアメリカに対する好悪を決定するのは主として政治的理由であろうと想像されるが、フランス、イギリス及び西ドイツに関してはその国が東西両陣営において果している役割とは無関係ではなからうかと思われる。スイスは永世中立、インドは非同盟主義や故ネール首相な

どのイメージと重なり合っているのであろう。

#### IV

前述の通りここでは、アイテム(15)から(23)に至る憲法第9条に関連する9つの質問についての結果を、それぞれのアイテム毎に分析してみよう。(15)から(19)に至る5つの質問は何れも直接に自衛隊に関するものであり、又、(20)及び(21)は日米安保条約を、(22)と(23)とは所謂三矢研究を対象とするものである。自衛隊に関するものの中、(15)は違憲合憲の判断を、又、(16)は必要不要の判断を求めるものであり、(17)は自衛隊の果している主たる役割を訊ねて自衛隊についてのイメージを明かにせんとするものである。(18)は第9条改憲論の是非を問い、その賛成者に(19)で改憲賛成の実質的理由を質問する。(20)は日本の安全保障の手段として日米安保条約を肯定するか或は他の手段を賢明とするかの判断を求め、(21)では日米安保条約との関連でベトナム戦争の危機感をさぐらんとするものである。(22)は三矢研究の認識度をたしかめ、(23)では三矢研究に対する肯定否定の態度を問うている。

質問(15) 現在の自衛隊は憲法に違反していると思いますか、そうは  
思いませんか？

- |              |       |
|--------------|-------|
| 1. 違反していると思う | 15.1% |
| 2. 違反してないと思う | 27.5  |
| 3. いちがいにいえない | 24.1  |
| 4. わからない     | 33.3  |

DKが全体の3分の1を占め、又、明確な解答を保留する者が全体の4分の1を占めるから、違反する、或は、違反しない、という解答は全体の42.6%にすぎない。DKは33.3%の中、男女別では23.7%が女であり、学歴別では15.5%が小学校卒、5.9%が旧制中学校卒、3.8%が新制中学校卒である。職業別では、13.5%が農林漁業、7.5%が主婦、4.5%が無職であり、収入別では27.8%が60万円未満を占める。政党別では12.2%が自民党支持者、11.1%が支持政党なき者である。年齢層では特に顕著なDK層は見当らず35～39才の4.6%を最高に80才以上の1.1%まで様々であるが、農村非農村に区分すると、農村22.1

％に対して非農村11.3％であって農村の方が非農村の殆んど2倍を占める。次に「いちがいにいえない」と答えた24.1％は、性別ではやゝ男が多い程度で、農村非農村の区別では多少非農村が多いにとゞまる。学歴では、8％が旧制中学卒、5.3％が小学校卒、4.9％が新制高校卒である。職業別では、5.0％が農林漁業、4.4％が事務職であり、収入別では15.0％が年収60万円以下の層である。支持政党別では、7.0％が「支持政党なし」6.9％が社会党支持者、6.8％が自民党支持者である。年令別では、20～24及び25～29の両層において「いちがいにいえない」が「わからない」を上廻っていることが注目される。同様の現象は、性別では男、学歴では旧高専、旧中、新大、短大、及び新高、職業では管理職、専門技術職、事務職、労務職、及び学生、収入では60～100万及び100～200万円の層、支持政党では社会党、民社党、及び共産党、地域では非農村にも見られる。「いちがいにいえない」と答えた層はDK層と異なることは事実であるが、一部DK層と重複するのではないか。即ち、この層の中には2つの異質的要素が含まれて居るのであって、その一部は若干の前提条件が示されない限り一義的解答は不可能であると考える者であり、他の一部はDKの代用としてこの解答欄を選んだのではあるまいか、と疑われる。

次に、「違反していると思う」は15.1％であり、「違反してないと思う」が27.5％であるが、前者の後者に対する比率 $\left(\frac{15.1}{27.5}\right)$ は0.54である。同様の比率を各層について値の大きい順に示せば次の通りとなるが、その値1は合憲違憲同数を示し、1より大きければ大きい程違憲判断が合憲判断より多数なる事を意味し、1より小さければ小さい程合憲判断の方が益々多いことを意味する訳である。性別では男0.62、女0.43、学歴では、新大2.08、旧高専1.72、短大1.66、その他1、旧中0.4、小卒0.39、新高0.32、新中0.28、旧大0、職業では、学生2、家族従業（自由業、商工サービス業）1.2、専門技術職1.16、事務職1.03、管理職0.75、商工サービス業0.54、労務職0.47、農林漁業0.36、自由業0.27、主婦0.21、家族従業（農林漁業）0、無職0、政党別では、民社、共産、公明の三党支持者は違憲論者のみで合憲論者が居ないので比率は出せない。ついで「答えたくない」1.27、社会党1.26、支持政党なし0.68、自民党0.18。地域では非農村が0.64、農村が0.40、年令では、40～44が1.27、70～79が1.2、45～49が1、20～24が0.95、35～39が0.8、30～34が0.6、25～29が0.4、50～54が

0.26, 55～59が0.19, 60～69が0.17, 80才以上が0となっている。

次に質問(2)において「あなたは今の憲法の条文について、何かで見たり聞いたりしたことがありますか」に対する解答の中、「ある」と答えた人に「憲法をどの程度読んだことがありますか」と訊ねた、その解答と自衛隊の合憲違憲の判断との関係をみれば次表の通りである。

	自衛隊 は違憲	合 憲	いちがいに いえない	わからな い	計
憲法をよく読んだ	2.0	1.4	0.6	0.0	4
〃 一通り読んだ	4.4	4.5	4.0	1.4	14.2
〃 一部読んだことがある	5.4	10.9	9.7	7.8	33.9
〃 読んでことはない	0.0	1.4	2.7	1.4	5.5
〃 見たり聞いたりしたことがない	3.3	9.3	7.1	22.7	42.4
計	15.1	27.5	24.1	33.3	100.0

「憲法をよく読んだ」者において違憲の合意に対する比率は1.42であり、「一通り読んだ」者と「一部読んだことがある」者の合計についてみればその比率は0.63であり、「読んでことはない」と「見たり聞いたりしたことがない」者との合計についてみればその比率は0.03にすぎない。以上の事から云えば、「憲法をよく読んだ者ほど自衛隊は違憲であると判断する者が多い」ということが明らかとなる。

質問(16) 自衛隊は必要だと思いますか、必要でないと思いますか。

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1 必要だと思う    | 60.8% |
| 2 必要でないと思う  | 7.5   |
| 3 いちがいにいえない | 22.3  |
| 4 わからない     | 9.3   |

DKが比較的少ないのは、自衛隊乃至軍備の問題がかなりいろいろの形でマスキで従来とりあげられてきたからであろう。しかし判断を保留する者が22.3%も存在することは、不確定の諸条件の如何によると考える者もあり得よう

が、実質的にはDKと大差のない者がかなり含まれているであろうと想像される。DKは性別では女が男の4倍あり、学歴ではDK全体即ち9.3%の中、小卒(4.8%)新中(1.8%)、職業では農林漁業(6.5%)、主婦(1.4%)、収入では30万円未満(4.4%)30~60万円(4.0%)支持政党では支持政党なし(5.8%)自民党(2.4%)地域では農村(7.1%)、年齢層では60~69(2.4%)30~34(1.7%)55~59(1.4%)に多い。「いちがいにいえない」と答えた者は、全体22.3%の中、学歴では新高(5.4%)旧中(5.3%)小卒(4.2%)、職業では事務職(4.5%)農林漁業(4.1%)主婦(2.7%)、収入では、30~60万(7.5%)30万円未満(5.8%)60~100万円(5.3%)、支持政党では自民党(7.6%)社会党(7.3%)、年齢では20~24(4.1%)25~29(4.0%)に多い。

次に、必要と答えたものが60.8%に達し、不要と答えたものは7.5%にすぎない。前者の後者に対する比率は8.1である。同様の比率を各層についてその値の大きい順に並べると、性別では女13.3、男5.7、学歴では短大(必要2.0%)及び旧大(必要1.4%)では不要は0で最大、旧中23.3、小卒14.1、その他7.6、新高6.5、旧高専4.1、新中1.9、新大1.5、職業では、管理職((必要2.7%))家族従業(農林漁業)((必要1.4%))では不要が0で最大、ついて無職22.6、主婦21.5、農林漁業13、労務8.3、商工サービス業7、自由業6.6、専門技術職と事務職それぞれ2.8、学生2.3、家族従業(自由業商工サービス業)2、収入では、100万円以上の両層では(必要3.9%及び0.6%)不要が0で最大、ついて30万未満の9.9、30~60万円の7.1、60~100万円の5.4、政党別では公明党(必要0.6%)その他(必要1.1%)は何れも不要が0で最大、ついて自民党の24.6、答えたくない19.3、支持政党なし7.5、社会党3.2、民社党1、共産党0.5、地域では農村15.7、非農村5.5、年齢では、70~79(必要3.2%)は不要が0で最大、ついて50~54が27.6、35~39が16.2、60~69が15.6、25~29が15.3、45~49が12.6、40~44が11.1、55~59が7.8、30~34が4.4、80以上が3.6、20~24が1.6である。

自衛隊が合憲か違憲かの法的判断(質問15)と必要か不要かの政策的判断とは必ずしも対応しないことは当然であろう。即ち、自衛隊は必要と答えた60.8%について合憲違憲の法的判断を区分すれば、違憲7.2%、合憲22.8%、いちがいにいえない11.6%、わからない19.2%である。合憲論者が多いことは当然で

あるが、違憲論者も7.2%含まれており、又、法的判断を保留した者乃至DKの者も政策問題については意見をもっている訳である。同時に自衛隊は不要と答えた7.5%の中には違憲論者4.3%以外に合憲論者1.8%が含まれている。換言すれば、自衛隊は違憲だけれども必要と考える者や、その逆に合憲だが不要と考える者が存在する。

次に自衛隊が必要か不要かの政策的判断は、自衛隊の果している役割についてのイメージと無関係ではない筈である。質問(17)は、「国の内外の情勢の中で、自衛隊の果している主な役割は、次のどれだと思いますか。(ひとつだけ)

1. 外国からの侵略を防ぐ働き 2. 国内の治安対策 3. 災害出動など民生に協力 4. アメリカへの協力 5. 自由陣営の防衛 6. その他 7. わからない」と問うものであるが、この解答で示される自衛隊のイメージが自衛隊の必要不要の判断とどの様に結びつくかは、次表の示す通りである。

	自衛隊 は必要	自衛隊 は不要	いちがいに いけない	わからな い	計
外国からの侵略を防ぐ働き	8.8	0.8	1.4	0.3	11.4
国内の治安対策	16.9	0.8	4.1	1.2	23.0
災害出動など民生に協力	25.7	3.2	8.2	2.8	39.9
アメリカへの協力	0.0	0.5	0.8	0.0	1.4
自由陣営の防衛	3.2	0.3	2.3	0.0	5.8
その他	0.0	0.6	0.3	0.0	1.0
わからない	6.3	1.2	5.0	5.0	17.6
計	60.8	7.5	22.3	9.3	100.0

之によれば、自衛隊は必要と答えた者60.8%の内訳は自衛隊の主たる役割を「わからない」6.3%を除いて「災害出動など民生協力」と考えるものが半分近い25.7%で第一位、ついて「国内の治安対策」16.9%、「外国からの侵略を防ぐ働き」8.8%「自由陣営の防衛」3.2%となっている。即ち、自衛隊は災害出動などの民主協力を主たる役割とするものであると考え、その限りで自衛隊は必要であると考えている者が全サンプル数の4分の1を超えていることがわか

る。自衛隊が必要と考える者の中には、自衛隊の主たる役割をアメリカへの協力にあると見る者は存在しない。

次に自衛隊が必要であるという判断は更に一步を進めて、本格的軍備をもつ為の憲法改正に賛成という態度につながるものであるか？質問(18)「憲法(第9条)を改めて本格的な軍備をもつようにすべきだという意見がありますが、あなたはこれについてどうお考えですか」に対する解答と自衛隊が必要か否かの判断との関連は次の通りである。

	自衛隊は必要	不要	いちがいに いえない	わからない	計
第9条改正に賛成	15.4	0.3	0.6	0.0	16.2
〃 反対	17.3	6.4	13.8	2.3	39.9
今のところどちらともいえない	22.0	0.3	5.8	0.9	28.9
わからない	6.1	0.6	2.0	6.2	15.0
計	60.8	7.5	22.3	9.3	100.0

上の表によってみれば、自衛隊は必要と考える者60.8%の中17.3%は第9条改正には反対であり、改正賛成の者15.4%を上廻る。しかし第9条改正について賛否の判断を保留する者が22%の多数に上ることは注目に値する。自衛隊は不要であるが第9条改正には賛成という者が0.3%あるが、彼等は自衛隊の様な中途半端な？軍備は不要であるが、もっと本格的な軍備を望むというのであろうか。

自衛隊が必要か不要かの判断と、労働者のストライキの是非について(質問

	労働者のストは無 条件に認めるべし	公益事業の ストは不可	絶対不可	いちがいに いえない	D K	計
自衛隊は必要	3.1	21.4	7.3	24.7	4.4	60.8
〃 不要	2.0	2.0	0.3	2.9	0.3	7.5
いちがいにい ぬ	2.5	7.4	1.4	9.8	1.2	22.3
わからない	0.0	2.6	0.9	2.3	3.5	9.3
計	7.7	33.4	9.9	39.7	9.4	100.0

(10)の判断との関係は前表の通りである。

自衛隊必要論の不要論に対する比率は、8.10であるが、同様の比率を労働者のストに対する各々の意見層について計算すると次の通りとなる。「無条件に認めるべし」が1.55、「公益事業のストは不可」が10.7「スト絶対不可」が24.33である。これによってみれば、労働者のストに対する態度の如何に拘らず、自衛隊必要と考える者の方が不要と考える者より多い。しかし、労働者のストに対するリベラルな考え方をする者において自衛隊必要論者の比率がより少ないということ、即ち、この二つの問題についてはある程度の並行関係が見られることは甚だ興味のあることである。

質問(17) 国の内外の情勢の中で、自衛隊の果している主な役割は次のどれだと思いますか（ひとつだけ）

1. 外国からの侵略を防ぐ働き	11.4%
2. 国内の治安対策	23.0
3. 災害出動など民主に協力	39.9
4. アメリカへの協力	1.4
5. 自由陣営の防衛	5.8
6. その他	1.0
7. わからない	17.6

この質問は、自衛隊の果している主たる役割が客観的に、何であると思うかというのであるが、その解答の中には、主観的に主たる役割はかくあってほしいという期待が混入しているのではあるまいかと思われる。何れにせよ自衛隊法で「主たる任務」と定められている「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛すること」は、全体の34.4%にすぎず、それ以外の役割をむしろ主たるものとみる意見が48.1%を占めていることは注目し値する。政府自民党の戸ジマリ論は僅か11.4%が支持するにすぎない。或は、「国内の治安対策」と答えた者23%の一部は之に含めるべきであるかもしれないが、併し、「国内の治安対策」と答えた者の抱くイメージの中には安保斗争における議会主義擁護のデモ隊に対する取締り等が含まれておるものと考えられるから、決して国内の治安対策

即ち所謂間接侵略対策ではあるまい。次に「アメリカへの協力」と「自由陣營の防衛」とが如何に區別して理解されたかは疑問であるが、兩者合せて7.2%を占める。その内訳は興味のある所であるがこのことは後述する。DKが17.6、とかなり多いが、その3分の1足らずは、それにも拘らず、問(16)において「自衛隊は必要」と答えている。DKは男4.5%女13.1%で女が圧倒的に多く、又、地域では農村14.1%で非農村3.4%を遙に上廻る。年令では50~54の36%、60~69の34%、25~29の26%、20~24の22%、80以上の18%、45~49の17%、30~34の15%、40~44の14%がDKであるが、55~59、及び70~79の両層ではDKは零である。「侵略を防ぐ」と答えた者は男6.9%女4.5%、「国内の治安対策」と答えた者は男14.1%女8.9%で、何れも男女差は男の方が5割以上多くなっている。之に対して、「民生協力」と答えた者は男17.2%に対して女は遙かに多い22.7%である。「アメリカへの協力」及び「自由陣營の防衛」を合せると、男は5.2%女は2.0%で男が多いが、この点にも何等か意味がある様に思われる。次に農村非農村の区分では、「侵略を防ぐ」と答えたものは農村4.0%に対し非農村7.4%で非農村が多いが、「国内の治安対策」は農村13.5%に対し非農村9.5%で農村の方が多し。「民生協力」は農村16.4%に対し非農村23.5%で逆に非農村が多い。併しながら、農村非農村を問わず、比率の順位は「民生協力」「国内の治安対策」「侵略を防ぐ」の順で、それぞれ農村は、16.4、13.5、4.0、非農村は23.5、9.5、7.4となっている。順位の最後が「アメリカへの協力」と「自由陣營の防衛」の双方を合算したもので、農村1.2%非農村6.0%で非農村が多い。それでは年令層との関係はどうか。各年令層に概して共通するのは、1.「民生協力」2.「国内の治安対策」3.「侵略を防ぐ」4.「アメリカへの協力」及び「自由陣營の防衛」の合計の順位であるが、その例外としては、20~24、30~34、で1.2.4.3.となり、45~49では2.1.4.3、50~54では3.1.2.4、55~59では2.1.3.4、70代では、2.3.1.4、80以上では1.3.2.4、の順となっている。

次に自衛隊が違憲か合憲かの判断と如何なる関係に立つかを示したのが次頁上段の表である。自衛隊違憲論者が自衛隊の主たる役割についてどの様な比率で解答を示したかを百分比に直せば 1.15% 2.13% 3.39% 4.7% 5.13% 6.3% 7.8%である。自衛隊合憲論者についての同様の百分比と対比すれば次頁

下段の表の通りとなる。

	自衛隊は違憲	合 憲	いちがいに いえない	わからな い	計
自衛隊の主たる役割は侵略を防ぐ事にある	2.3	4.7	2.0	2.4	11.4
〃 国内の治安対策	2.0	8.5	4.6	7.9	23.0
〃 民生協力	5.8	11.3	11.4	11.3	39.9
〃 アメリカへの協力	1.1	0.0	0.3	0.0	1.4
〃 自由陣営の防衛	2.0	0.9	2.3	0.6	5.8
そ の 他	0.6	0.3	0.0	0.0	1.0
D K	1.2	1.8	3.5	11.1	17.6
計	15.1	27.5	24.1	33.3	100.0

	自衛隊違憲論者	合憲論者
1. 自衛隊の主たる役割は侵略を防ぐ事にある	15%	17%
2. 〃 国内の治安対策	13	30
3. 〃 民生協力	39	41
4. 〃 アメリカへの協力	7	0
5. 〃 自由陣営の防衛	13	3
6. そ の 他	3	1
7. D K	8	6
計	100	100

この対比に於て顕著なことは、第一に自衛隊の主な役割が国内の治安対策にあると見る者が違憲論者の13%に対して合憲論者にその2倍以上に当たる30%存在することである。治安対策としての自衛隊は文字通りの警察予備隊であって軍隊ではないから合憲と云うのであろうか。第二に違憲論者の7%は自衛隊をアメリカの要請に基づくアメリカへの協力即ち植民地現地住民軍と見ているのに対し、合憲論者にはさすがにこの種の見方をする者は居ない。自由陣営の防衛と見る者も違憲論者に比べて合憲論者には極く少ないのも同様の理由であろうと思われる。

質問(18) 憲法(第九条)には「陸海空軍その他の戦力をもたない」とあります。これを改めて、本格的な軍備をもつようにすべきだという意見がありますが、あなたはこれについてどうお考えですか。

1. 賛成	16.2%
2. 反対	39.9
3. 今のところどちらともいえない	28.9
4. わからない	15.0

DKと判断保留者の合計が44%に達することは注目に値する。決定的瞬間に彼等は一体どの様な投票をするであろうか。DKの内訳をみると、男が2.9%女が12.0%で女が男の4倍に達する。地域では農村が11.2%非農村が3.8%で農村の方が非農村の3倍に及んでいる。年齢別では、35~39才、45~49才、60~69才、55~59才、80才以上に比較的DKが多い程度である。判断保留者がDKより下廻る層は、60~69才のみであり、その比率が多い層は、70~79、50~54、55~59、30~34才等である。性別、地域別では大した差異はない。次に、改正賛成者は16.2%、反対者は39.9%で反対者が圧倒的に多い。賛成者の反対者に対する比率は0.40である。この比率を各層について見れば、性別では男0.49女0.32、地域別では農村0.55非農村0.30、年齢層では、比率の数字の大きい順に並べると、70~79才4.66、60~69才1.21、80才以上0.83、40~44才0.70、50~54才0.60、55~59才0.59、45~49才0.54、25~29才0.22、30~34才0.14、20~24才0.13、35~39才0.08である。この比率の数字は、大きい程、反対者に対する賛成者が多いことを示し、小さければ小さい程反対者が圧倒的に多いことを示すものである。60代及び70代においてのみその値は1を超えており、賛成者が反対者より多いことを意味している。

次に問(15)自衛隊の違憲合憲判断との関係についてみると次表の如くである。自衛隊が違憲か否かにつき判断を保留する者24.1%も第9条改正に賛成か反対かを問われた場合には、その半分以上の者が反対の態度を明確にしている。賛成者は反対者の1/6強にすぎない。自衛隊が憲法に反するか否かについてのDK

	自衛隊は 憲法違反	〃 合 憲	いちがいに いえない	わからな い	計
第9条改正に賛成	2.3%	7.1	2.6	4.3	16.2
〃 反対	9.6	9.5	12.1	8.7	39.9
いまのところなんともい えない	2.7	8.5	7.6	10.1	28.9
わからない	0.6	2.3	1.8	10.2	15.0
計	15.1	27.5	24.1	33.3	100.0

層33.3%はさすがに憲法改正の賛否についてもDK又は態度保留者がその中の20.3%を占めるが、それでも態度を明確にした者の中では反対者が賛成者の2倍を上廻っている。

自衛隊違憲論者について云えば、第9条改正賛成者は反対者の0.23、合憲論者について云えば、賛成者は反対者の0.74であって、つまり、自衛隊違憲論者の方が第9条改正反対者の比率が高いということになる。

質問(1)と憲法の認識度についての質問(2)との関係をみれば次の通りである。

	第9条改 正に賛成 A	反対 B	いまのところ何 とも云へない	わから ない	計	A ÷ B
憲法をよく読んだ	0.3	2.6	1.1	0.0	4%	0.11
〃 一通り読んだ	1.7	6.6	4.7	1.2	14.2	} 0.34
〃 一部読んだ	6.5	17.5	6.7	3.2	33.9	
〃 読んだことがない	0.3	2.5	1.8	0.9	5.5	} 0.59
〃 見聞したことがな い	7.5	10.7	14.6	9.7	42.4	
計	16.2	39.9	28.9	15.0	100.0	

第9条改正賛成者の反対者に対する比率(A ÷ B)を各別に出せば次の通りとなる。憲法をよく読んだ者では、0.11、一通りよんだ者と一部よんだ者の合計では、0.34、読んだことがない者と見聞した者との合計では、0.59である。即ち、憲法をよく読んだ者ほど、第9条改正に賛成の者は少なくなることがわかる。

次に天皇制の将来についての意見(質問(5))との関係はどうか。

	憲法第9条改正に賛成A	反対B	今の所何とも云えぬ	D	K	計	A ÷ B
今のままでよい	9.9	27.8	21.3	5.5	64.5	0.35	
天皇にもう少し政治的な力を与える	3.3	5.8	4.7	1.2	15.0	0.56	
戦前の主権者の地位にかえす	1.7	0.6	0.5	2.7	5.5	2.83	
天皇制廃止	0.5	4.4	1.2	0.3	6.4	0.11	
D K	0.8	1.4	1.2	5.2	8.6		
計	16.2	39.9	28.9	15.0	100.0		

第9条改正賛成者の反対者に対する比率は、天皇制についての現状維持論者は0.35、「天皇にもう少し政治的な力を与える」と答えた者は0.56、「戦前の主権者の地位に戻す」と答えた者は2.83、天皇制廃止論者は0.11である。即ち、天皇制の将来についての意見と、憲法第9条改正についての賛否の意見とは、傾向としては、密接な並行関係が認められる。同様の並行関係は労働者のストライキについての意見（質問10）との間に一層鮮かに読みとることができる。即ち憲法改正賛成者の反対者に対する比率は、ストライキについて「無条件に認めるべし」と答えた者は0.04「公益事業のストは不可」と答えた者では0.66、「ストは絶対不可」と答えた者では2.45となっている。即ち、労働者のストに対して同情的な者ほど第9条改正論者の比率が少い。

憲法第9条改正に対する賛否と（質問9）集団デモ行進に対する態度との関係は次の通りである。

	集団デモ行進は一切認めない程稀れ	厳しく制限せよ	できるだけ広く認める	自由にさせる	D	K	計
第9条改正に賛成A	0.9	6.1	7.0	1.7	0.5	16.2	
〃 反対B	2.0	9.9	18.3	8.8	0.9	39.9	
今の所何とも云えぬ	2.0	8.1	11.9	2.8	4.1	28.9	
D K	0.6	2.9	1.8	0.3	9.3	15.0	
計	5.6	27.1	39.1	13.5	14.7	100.0	
A ÷ B	0.45	0.61	0.38	0.19			
	0.58		0.32				

憲法改正賛成者の反対者に対する比率は、0.40である。同様の比率を集団デモ行進に対する態度に関する各層について示せば次の通りである。「一切認めな」0.45、「厳しく制限せよ」0.61「できるだけ広く認めよ」0.38、「自由にさせよ」0.19である。即ち、この4つの解答の中、後の2つ即ち集団デモ行進に理解を示す2つの層を較べると、よりリベラルな層においては憲法改正賛成者の比率はより小さい。集団デモ行進に反感を示す最初の2つの層を較べると、その反感の強さと憲法改正賛成者の多さの比率は一致せずむしろ逆になっているのには奇異の感をもつ。併し、何れにせよ、憲法改正賛成者の反対者に対する比率は集団デモ行進に反感をもつ層(1.2.)においては0.58であるのに、集団デモ行進に同情的な層(3.4.)においては、0.32であって、集団デモ行進に対して如何なる態度をとるかに関係なく、改憲反対論者の方が賛成者を上廻っているけれども、集団デモ行進に対して同情的な者においては、それに反感をもつ者におけるけりも、改憲賛成者の比率が一層少い、ということが明かである。

次に、改憲に対する賛否と、質問(21)「ベトナム情勢と関連して、日米安保条約の下で、日本が戦争にまきこまれるおそれがあると思いませんか」に対する解答との関係をみれば次表の通りである。

	ベトナム戦争にまきこまれるおそれだだ大なり	かなりある	ない	いちがいに云えぬ	D	K	計
憲法9条改正に賛成 A	0.3	5.1	2.0	3.4	5.4		16.2
〃 反対 B	7.7	14.6	6.8	5.6	5.2		39.9
今の所何とも云えぬ	1.4	9.6	4.4	5.5	8.0		28.9
D K	0.9	1.5	2.7	1.8	8.1		15.0
計	10.3	30.8	15.8	16.3	26.8		100.0
A ÷ B	0.03	0.34	0.29				

改正賛成者の反対者に対する比率を各層について検すると次の通りである。「ベトナム戦争に日本がまきこまれるおそれが非常に大きい」0.03、「かなりある」0.34「ない」0.29である。前2者について比率を出せば0.24である。ベトナム戦争に対する危機感と憲法改正に対する賛否とはそれほど明確な並行関係を示したとは云い難い。勿論、危機感のあるものでは改憲賛成者の反対者に対する比率は0.24であり、危機感のないもののそれが0.29であるから、危機感

のある者の方が無い者よりも改憲賛成者の比率は低いことはたしかである。併し、「かなりある」と答えた者に於て改憲論者の改憲反対者に対する比率が0.34であって、危機感のない者の0.29を上廻っていることに注意せねばならぬ。このことは、危機感の解決を如何なる方策に求めるべきかについてかなり不明確なものが有し、躊躇を示しているものと考えられる。

最後に第9条改正の賛否と質問(2)「いまの憲法は大筋としては日本にふさわしいと思いますか」についての解答との関係はどうか。

	憲法は日本に ふさわしい	ふさわし くない	いちがい に云えぬ	D	K	計
憲法第9条改正に賛成 A	2.3	2.9	8.1		3.0	16.2
“ 反対 B	17.8	0.9	15.4		5.8	39.9
今の所何とも云えぬ	9.3	1.1	12.2		6.3	28.9
D K	2.1	0.3	3.3		9.3	15.0
計	31.4	5.20	39.0		24.4	100.0
A ÷ B	0.12	3.22				

憲法第9条改正に賛成の者の反対の者に対する比率は、0.40であるが、日本に憲法がふさわしいか否かについての各意見毎にこの比率を求めれば次の如くである。憲法が日本にふさわしいとする者では、0.12、ふさわしくないとする者では3.22である。即ち、憲法が日本にふさわしいとする者の方が、ふさわしくないとする者よりも、憲法改正賛成者の比率が著しく低い。憲法第9条改正について判断を留保する者及びDKの合計43.9%の中、憲法が日本にふさわしいか否かについて明確な意見をのべた者22.8%の中で憲法は日本にふさわしいと述べた者が11.4%に達し、ふさわしくないと判断した者の8倍に達している。「憲法が日本にふさわしい」かどうかという判断の中には、実は互に矛盾する二つの要素が混在しているのではあるまいか。即ち、一方では日本の政治社会における伝統的価値体系からみでの評価があり、他方では敗戦後の新しい我国のあるべき姿を基準とする評価があろう。そして前者の立場から憲法を我国にふさわしくないと評価しながら憲法9条を改正して本格的軍備をもつことには不安を感じているのが0.9の意味であり、逆に後者の立場に立って憲法は日本

にふさわしいものとは考え乍ら、例えば人権と平和とを切断して考え戸じまり論に屈服した人達が2.3の示す所ではあるまいか。

質問(19) (18)の賛成者に……その最大の理由として次の中一つを選んで下さい

- |  |      |
|--|------|
| 1. もっと強大な軍隊がどうしても必要だ                     | 6.0% |
| 2. 自衛隊は憲法に違反しないけれども違反だというものが多から、改正した方がよい | 2.3  |
| 3. 今の自衛隊程度でも合憲だとはいえないからすっきりさせるため         | 2.8  |
| 4. 第9条はアメリカの押しつけた条文だから                   | 1.4  |
| 5. その他                                   | 4.1  |

選択肢の1.は自衛隊を現状よりも更に一層拡充強化せよという立場であり、2.と3.は現状のままの自衛隊を頭に描きつゝ憲法との関係を気にしている訳である。4.は必ずしも自衛隊を如何にすべきかの実質的判断ではなくマス・コミを通して流される宣伝に対していはゞ感情的に同調する考え方であろう。もっと強大な軍備がどうしても必要だという積極的再軍備論者が最も多く6.0%を占めており、憲法との関係を気にしている消極的な改憲論者が5.1%である。逆に云えば、憲法第9条改正論者はそのすべてが積極的再軍備論者ばかりではなく、海外出兵せず核武装しない自衛隊の現状を肯定するにすぎない者も含まれていることに注意を要する。憲法第9条改正賛成の理由について各層の内訳をみると次の通りである。積極的再軍備論者は男は5.4%に対し女は0.6%にすぎない。憲法との関係で自衛隊を気にする消極的改憲論者(選択肢2.3.)は男3.0%に対し女は2.0%である。積極的改憲論者と消極的改憲論者はそれぞれ農村では3.2%と1.5%、非農村では2.8%と3.6%である。年齢層では、20~24才が0.6と0.3、25~29才が0.0と0.6、30~34才が0.6と0.6、35~39才が0.0と0.6、40~44才が0.6と0.6、45~49才が0.9と1.1、50~54才が0.5と0.0、55~59才が0.5と0.6、60~69才が1.1と0.6、70~79才が1.2と0.3、80才以上は0.0.0.0である。

質問(20) 今の国際情勢の中で、日本の安全を守るために、あなたは次のどれが必要だと思いますか。

1. 日米安保条約を強化してゆく	8.4%	} 21.6%
2. 現状のままでよい	13.2	
3. 安保条約をやめて非武装中立の方向をとる	16.5	} 39.5
4. 中立を維持しながら、日本のじまへの軍備を強化する	17.7	
5. 東西両陣営と不可侵略条約を結ぶ	5.3	
6. 共産陣営と協力する	0.0	
7. その他	1.4	
8. わからない	37.5	

選択肢の1.と2.は日米安保条約を是認する意見であり、3.4.5.は日米安保条約に対して否定的であり、大ざっぱに云って、中立を志向する意見であると云えよう。安保条約是認説は21.6%、安保条約反対説は39.5%である。DKが37.5%の多きになっていることも注目に値する。DKは性別では男12.2%に対して女が倍以上の25.4%、学歴では小卒が15.9%であって、新中が5.3%、その他が2.5%、旧大が1.2%でそれぞれの層の半分以上を占める。職業別ではDKがその層の半分以上を占めるのは、家族従業（農林漁業）2.0%及び無職5.5%である。所得別では30万未満が15.1%でその層の半分以上である。支持政党別では民社1.2%公明0.3%「答えたくない」4.9%においてDKが半ば以上である。地域別では農村23.8%に対して非農村が13.7%であり農村にDKが多い。年令層でDKが半分以上を占めるのは、70~79才だけである。

さて、安保条約肯定説の反対説に対する比率は、0.54であるが、同様の比率を各層についてみれば次の通りである。性別では男が0.48女が0.63で何れも反対論者の方が多いけれども女の方に肯定論者の比率が多少高い。次に学歴別を比率の値の大きい順に並べると、「その他」3.0、新高0.75、旧中0.71、旧高専0.62、旧大0.50、小卒0.48、新中0.25、新大0.13、短大0.13である。職業別では、無職1.57、管理職1.25、商工サービス業1.18、家族従業（自由業、商工サ

- ビス業) 1.00, 農林漁業0.55, 主婦0.48, 専門技術職0.36, 自由業0.35, 事務職0.35, 労務職0.26, 家族従業(農林漁業)0.00, 学生0.00である。世帯収入別では, 30~60万円が0.74, 100~200万円が0.60, 60~100万円が0.56, 30万円未満が0.26, 200万円以上が0.00である。支持政党別では, 「答えたくない」1.70, 自民党0.96, 民社党0.50, 社会党0.25, 公明党, 共産党, 「その他」は何れも0.00である。又, 地域別では農村が0.55, 非農村が0.54で殆んど変わらない。年齢別では, 40~44才が1.42, 60~69才が1.04, 80才以上が1.00, 55~59才が0.64, 35~39才が0.52, 70~79才が0.50, 30~34才が0.47, 45~49才が0.40, 25~29才が0.40, 50~54才が0.32, 20~24才が0.22である。

日本の安全保障の手段についての解答と, 質問(16)自衛隊を必要と考えるか否かの解答との関係は次の通りである。

	自衛隊は必要	不要	いちがいに いえない	D	K	計
1 日米安保条約の強化 A	7.2	0.3	0.9		0.0	8.4
2 現状のまま B	9.4	0.9	2.4		0.6	13.2
3 安保条約をやめて非武装中立 C	6.9	3.4	5.6		0.6	16.5
4 中立を維持しながら自前の軍備を強化 D	14.5	0.6	2.6		0.0	17.7
5 東西両陣営と不可侵条約を結ぶ E	3.2	0.0	1.4		0.6	5.3
6 共産陣営と協力	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
7 その他	0.3	0.3	0.6		0.3	1.4
8 D K	19.4	2.0	8.8		7.3	37.5
計	60.8	7.5	22.3		9.3	100.0
(A+B)÷(C+D+E)	0.67	0.30	0.34		0.50	

上表によれば, 安保条約肯定論者の反対論者に対する比率は自衛隊は必要と考える者は0.67, 不要と考える者は0.30, 「いちがいに云えない」と答えた者では0.34, DKでは0.50となっている。即ち, 自衛隊を必要と考える者ですら, 安保条約に否定的な者が肯定論者よりも多いのである。(たゞ, 自衛隊は不要と答え乍ら, 中立を維持しながら自前の軍備を強化することを求めた者が0.6%存在するが, その真意は必ずしも明かでない。或は, 自衛隊を「自前の

軍備」ではなくアメリカの傭兵と見ているのもあろうか。同じ様に、自衛隊は必要と答え乍ら、非武装中立を求める者が6.9%存在するが、それは自衛隊を専ら民生協力の部隊と見ている為であろう) 安保条約反対論者の中で3. は非武装中立であり、4. は武装中立であるが、自衛隊必要論者の中に武装中立論が非武装中立論の倍以上存在するのは当然であり、逆に、自衛隊不要論者の中に非武装中立論者が武装中立論者に比べて5倍以上存在するのも当然である。

次に質問(10)との関係をみれば次の通りである。

	労働者のストは無条件に認めるべし	公益事業ストは不可	絶対不可	いちがいに云えない	D	K	計
1 日米安保条約強化 A	0.9	4.9	0.6	1.8	0.3		8.4
2 現状のまゝ B	0.9	4.5	1.1	6.4	0.3		13.2
3 安保をやめて非武装中立 C	4.0	5.8	0.9	5.9	0.0		16.5
4 武装中立 D	0.8	7.8	1.7	7.1	0.3		17.7
5 東西両陣営と不可侵条約 E	0.3	2.9	0.6	1.4	0.0		5.3
6 共産陣営と協力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
7 その他	0.0	0.6	0.6	0.3	0.0		1.4
8 D K	0.9	6.9	4.4	16.8	8.6		37.5
計	7.7	33.4	9.9	39.7	9.4		100.0
(A+B)÷(C+D+E)	0.35	0.56	0.53				

安保条約是認論者の反対論者に対する比率は、労働者のストを無条件に認めるべしと答えた者では0.35、公益事業のストはいけないと答えた者では0.56、スト絶対不可と答えた者では0.53である。ストに対して同情的でない者であっても、「どんな場合にもやってはいけぬ」という表現が甚だ強すぎたこともあって、「公益事業のストはいけぬ」の中に混入したという事も考えられ、又逆に、「どんな場合にも認められるべきだ」の表現が強すぎる為に「公益事業のストはいけぬ」の中に逃げた者もあり得るであろう。その為に上掲の数字は必ずしも、ストに対して同情的か否かの態度と、安保条約是非の意見との並行関係が明確ではないが、それでもストに対して全面的に容認する者はストを全面的に否認する者よりも、安保条約反対論者の比率が多いことだけは認

められる。ストについての各意見別に見て、安全保障の手段についてそれぞれ最も多いものをあげれば、スト全面肯定論者では非武装中立4.0%、公益事業のストは不可と答えた者では武装中立7.8%、スト全面否認論者では、武装中立1.7%である。

次に質問(1)あなたは「健康で文化的な最低限度の生活」を営んでいると思いますかの解答との関係をみると次の通りである。

	営んでいる	営んでいない	いちがいに云えない	D	K	計
日米安保条約の強化 A	5.8	1.4	0.5	0.6	8.4	
現状のまま B	7.6	2.9	2.4	0.3	13.2	
安保をやめて非武装中立 C	6.8	4.5	5.0	0.3	16.5	
武装中立 D	10.5	4.5	2.4	0.3	17.7	
両陣営と不可侵条約 E	2.3	0.6	1.8	0.6	5.3	
共産陣営と協力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0.6	0.3	0.5	0.0	1.4	
D K	15.8	5.4	7.9	8.4	37.5	
計	49.5	19.6	20.5	10.4	100.0	
(A+B)÷(C+D+E)	0.68	0.44				

世帯収入30万円未満が29.3%もいるのに、「健康にして文化的な最低限度の生活を営んでいないと思う」者は僅か19.6%しかいない。「健康にして文化的な最低限度の生活」の意味を十分に理解していないのではないと思われる。それは兎も角、安保条約肯定論者の反対論者に対する比率は、「営んでいる」と答えた者では0.68、「営んでいない」と答えた者では0.44である。貧困感をもつ者には安保条約反対論者の比率が高いということを示す。この比率は世帯収入30万円未満の層については前述の如く(P.43)0.26であることと考え合せると、世帯収入と貧困感との間にかなり gap があり、且つ「健康にして文化的な最低限度の生活」の観念自体にかなり混乱があるものと推測される。

質問②) ベトナム情勢と関連して、日米安保条約の下で、日本が戦争にまきこまれるおそれがあると思いますか？

1. そのおそれは非常に大きい	10.3%	} 41.1%
2. かなりある	30.8	
3. ない	15.8	
4. いちがいにいけない	16.3	
5. わからない	26.8	

この質問は、一方では日米安保条約の性質内容についての理解と、他方ではベトナム戦争の本質状況や極東の国際情勢の認識と、この双方の総合的判断を必要とする問題であって、かなりの難問である。DKが26.8%あるのは或は当然といえよう。別の観点から云えば、以上二つの問題点に対する判断の結論として推論された結論が示されていると見るよりは、むしろ民衆の漠然たる危機感の表明として或は安保条約に対する漠然とした不信感を基柢とする不安を示すものと見るべきではないかと思われる。

DKは男9.3%女17.5%、学歴別では小卒12.2%旧中4.8%新中3.8%新高2.5%短大0.3%で他の学歴層では0である。職業別では、農林漁業8.2%主婦5.6%無職5.4%商工サービス業2.0%家族従業（農林漁業）1.4%事務職1.4%労務職1.2%自由業0.9%専門技術職0.5%、管理職、学生、家族従業（自由業商工サービス業）は何れも0である。世帯収入別では、30万円未満が10.0%、30～60万円が9.2%60～100万円が5.4%、100～200万円が1.2%、200万円以上0%である。支持政党別では、自民党10.1%「支持政党なし」8.1%「答えたくない」4.6%「その他」0.5%、社会党3.4%、公明党、民社党は0である。地域別では農村16.2%、非農村10.6%である。年齢層では、45～49が4.1%、60～69が35%、30～34が3.3%、40～44が2.9%、20～24が2.6%、25～29及び50～54何れも2.2%、70～79が2.1%、55～59が1.6%、35～39が1.4%である。

次に、「その恐れは非常に大きい」と「そのおそれがかなりある」は強弱の差はあっても何れも危機感乃至不安感の表明であって、之を一括すれば、日本が戦争にまきこまれる危険性があるとするもの41.1%、その危険性なしとするもの

15.8%であって前者が圧倒的に多い。危険性ありと答える者の危険性なしとする者に対する比率は、2.6である。この比率を各層についてみれば、次の通りである。性別では、男が2.6、女が2.4、学歴別では、短大8.66旧高専7.16新高3.90旧中3.45新中2.25小卒1.56新大1.52その他1.00、旧大0.33である。職業別では、自由業、労務職、家族従業（農林漁業）は何れも「危険性なし」が0であり、専門技術職14.66、無職8.66、学生6.66、商工サービス業5.75、事務職3.50、管理職3.00、主婦2.95、家族従業（自由業商工サービス業）1.00、農林漁業0.72であって、「危険性なし」が「あり」を上廻っているのは農林漁業だけであり、専門技術職の如きは「あり」が「なし」の15倍弱に達する。世帯収入別では、200万円以上では「なし」が0であり、60～100万円が4.24、30～60万円が2.46、100～200万円が2.00、30万円未満が1.82である。支持政党別では、公明党、民社党、共産党「その他」は何れも「危険性なし」という解答はなく、社会党が6.10、「支持政党なし」が3.72「答えたくない」が1.33自民党が1.19である。自民党支持者すらその危険ありと考える者が「なし」を上廻っておることに注意したい。たゞその上廻る程度は他の政党支持者に比べて低い。地域別では、農村が1.60非農村が3.87で非農村に危機感が強い。年齢層では、70～79及び80才以上の各層では「危険性なし」の解答は存しない。20～24が6.77、60～69才が3.22、35～39が3.20、50～54が2.83、25～29が2.73、45～49が2.22、40～44が1.80、50～59が1.79、30～34が1.58である。

次に「危険性がある」と考える者の中で、その危機感の強弱について検討する。全体では選択肢1.を選んだもの即ち強い危機感をもつものが10.3%、選択肢2.を選んだもの即ち相対的に弱い危機感をもつものが30.8%ので、前者の後者に対する比率は、0.33である。同様の比率を各層についてみると、性別では男0.50女0.18で男の方に強い危機感をもつ者の割合が高い。学歴別では、平均の0.33以上の高い比率を示すのは、旧高専0.65、新大0.6、短大0.52、新中0.50、小卒0.34である。職業別で0.33以上の比率を示すのは、事務職0.57農林漁業0.47、主婦0.44、学生0.42、労務0.40、専門技術0.37である。世帯収入別では、30～60万円が0.36、60～100が0.36である。支持政党別では、共産党及び「その他」は「そのおそれがかなりある」は存在しない。社会党が0.58、民社党が0.37で、他は何れも0.33より低い。地域別では、農村0.20、非農村0.41

である。年齢層では、80才以上が1.00、25～29が0.57、40～44が0.50、60～69が0.45、35～39が0.39で何れも0.33を上廻る。

次に質問20今の国際情勢の中で、日本の安全を守るためにあなたは次のどれが必要だと思いますか？に対する意見との関係は次の表の示す通りである。

	安保を強化	現状のまま	非武装中立	武装中立	東西両陣営と不可侵条約	共産陣営と協力	その他	DK	計
そのおそれは非常に多い	A 0.6	0.9	6.0	0.8	0.6	0	0.3	1.1	10.3
かなりある	B 1.7	5.0	7.6	6.2	2.7	0	0.0	7.7	30.8
ない	C 2.4	2.9	1.5	2.1	0.9	0	0.3	5.8	15.8
いちがいにいえない	1.2	2.3	1.4	5.2	0.6	0	0.5	5.0	16.3
わからない	2.5	2.0	0.0	3.4	0.6	0	0.3	18.0	26.8
計	8.4	13.2	16.5	17.7	5.3	0	1.4	37.5	100.0
(A+B)÷C	0.95	2.03	9.06	3.33	3.66		1.00	1.51	

「そのおそれは非常に多い」と「かなりある」との合計の「ない」に対する比率は、「安保強化」が0.95「現状のまま」が2.03、非武装中立が9.06、武装中立が3.33「両陣営と不可侵条約」が3.66「その他」1.00、DKが1.51である。安保条約を是認する者（安保強化と現状のまま）について云えば、1.54であり、安保条約に反対するもの（非武装中立、武装中立、及び両陣営との不可侵条約）は5.31である。即ち、安保条約を是認する者より否認する者の方がベトナム戦争の危機感をもつ者が多いということである。

「安保強化」論者と「現状のまま」論者とは危機感において相当の隔りがあるのは注目すべきであろう。即ち、前者では、危機感のない者がある者よりも上廻っているが、後者では、危機感のある者はない者の2倍を超えている。安保反対論者の中では、「非武装中立」論者の中に危機感をもつ者の比率が圧倒的に多い。のみならず、危機感の強弱についても、「危険が非常に多い」者の「かなりある」者に対する比率は、「非武装中立」が0.79、「安保強化」が0.35「両陣営と不可侵条約」が0.22、「現状のまま」が0.18、「武装中立」が0.12であって、非武装中立論者の中に強い危機感をもつ者が最も多いといえよう。

次に、労働者のストライキについての意見（質問10）との関係をみれば次の通りである。

	無条件に認めるべし	公益事業のストは不可	絶対不可	いちがいに云えぬ	D	K	計
そのおそれは非常に多い A	2.5	2.4	1.5	3.9	0.0		10.3
かなりある B	2.8	11.8	1.8	13.6	0.8		30.8
ない C	1.5	7.6	1.8	4.4	0.6		15.8
いちがいにいえない	0.6	6.1	0.3	9.0	0.3		16.3
わからない	0.3	5.4	4.6	8.8	7.7		26.8
計	7.7	33.4	9.9	39.7	9.4		100.0
(A+B)÷C	3.53	1.86	1.83				

「危険性がある」と答えた者の「ない」と答えた者に対する比率は、「無条件に認めるべし」では、3.53、「公益事業のストは不可」では、1.86「絶対不可」では、1.83である。即ちストライキに同情的な者はストに反感をもつ者よりも、危機感をもつ者の比率が高い。

質問(9)集団デモ行進についての意見との関係をみれば次の通りである。

	一切認めない様取締め	厳しく制限せよ	できるだけ広く認めよ	自由にやらせよ	D	K	計
そのおそれは非常に多い A	0.0	1.2	6.8	2.3	0.0		10.3
かなりある B	1.5	7.4	13.9	6.3	1.8		30.8
ない C	2.3	5.8	5.4	0.6	1.8		15.8
いちがいにいえない	1.2	4.7	7.0	1.7	1.8		16.3
わからない	0.6	8.1	6.1	2.6	9.4		26.8
計	5.6	27.1	39.1	13.5	14.7		100.0
(A+B)÷C	0.65	1.48	3.83	14.33			

「危険性がある」と答えた者(1と2)の「ない」と答えた者に対する比率は、「一切認めない様取締め」では、0.65、「厳しく制限せよ」では、1.48、「できるだけ広く認めよ」では、3.83、「自由にやらせよ」では14.33である。即ち、集団デモ行進に対してより寛容である者ほど危機感をもつ者の比率が高い。しかも危機感の感ずる者の中でも、集団デモ行進について寛容な者(「できるだけ広く認めよ」と「自由にやらせよ」)は寛容でない者に比べて強度の危機感をもつ

者が多い。

質問22 防衛庁のいわゆる「三矢研究」の内容をご存知ですか。

1. よく知っている	2.9%
2. 大体知っている	14.0
3. 少しは知っている	30.2
4. 何にも知らない	52.9

「何にも知らない」が52.9%に達することは驚くべきことであるが、マス・コミの報道が甚だ不十分であったことから見れば或は当然かもしれない。「何にも知らない」のは、それでは、どんな層であろうか。性別では男17.4%に対して女はその2倍以上に当る35.5%に達する。地域では、農村31.5%非農村21.4%、年令別では、それぞれの年令層の何%がDKであるかを見れば、90才以上81%、70~79才77%、60~69才64%、45~49才57%、35~39才57%、50~54才56%、55~59才56%、40~44才47%、25~29才47%、30~34才42%、20~24才42%であって、35~39才の例外を除けば、44才以下の各層ではDKは半分以下である。60才代以上は年令の高い層ほどDKが多く、80才以上の如きは81%に達する。学歴別では、「その他」82%、小卒75%、新中71%、新高52%、旧中40%、旧大30%、旧高専21%、短大9%、新大5%である。即ち、高等教育を受けた者のDK率は30%以下である。職業別では、無職が75%、家族従業（農林漁業）69%、自由業68%、主婦65%、農林漁業62%、労務職59%、家族従業（自由業商工サービス業）53%、商工サービス業45%、管理職28%、事務職24%、専門技術職21%、学生0%となっており、さすが学生にはDK是一名も居ない。世帯収入別では、30万円未満が69%、30~60万円が49%、100~200万円が48%、60~100万円が38%、200万円以上0%となっている。極貧層の7割近くが全く何も知らない訳である。最後に支持政党別ではどうか。公明党100%、「答えたくない」65%、「支持政党なし」58%、自民党51%、社会党45%、「その他」45%、民社党0%、共産党0%である。

次に、「よく知っている」と答えた者についてみると、性別では男だけであり、地域では農村1.2%、非農村1.7%で非農村がやゝ多く、年令層では、25~

29才0.9%, 20~24才, 30~34才, 55~59才で各々0.6%, 70~79才で0.3%である。学歴別では, 新大1.5%, 旧中0.9%, 新高0.6%だけである。職業別では, 事務職1.7%, 専門技術職0.6%, 商工サービス業及び学生各々0.3%だけである。世帯収入別では, 60~100万円0.9%, 30~60万円0.8%, 30万円未満及び100~200万円各々0.6%である。支持政党別では, 「支持政党なし」0.9%, 共産党, 「その他」, 自民党が各々0.6%, 社会党が0.3%である。

質問(23) 知っている人に[(22)の1~3]……こういう「研究」についてどうお考えですか。

1. こういう計画は自衛隊として当たり前	4.8%	} 25.8%
2. 研究だけならさしつかえない	21.0	
3. これは憲法の平和主義に違反する	8.7	} 13.3
4. 軍国主義の前兆だから責任を追求して根を絶つべきだ	4.6	
5. その他	0.8	
6. わからない	7.6	

1.と2.とは三矢研究を肯定する立場であり, 3.と4.とは之を否定する態度である。肯定するもの25.8%否定するもの13.3%となる。前者の後者に対する比率は, 1.93である。この比率を各層について見れば, 性別では, 男2.06女1.64であり, 地域別では農村3.92, 非農村1.47である。年齢別では, 70代及び80以上では否定論はない。60~69才が9.00, 45~49才が3.88, 50~54才が3.25, 55~59才が2.16, 40~44才が2.13, 30~34才が1.65, 25~29才が1.33, 35~39才が1.11, 20~24才が0.86である。即ち20~24才のみに於て, 否定論者が肯定論者より多くなっており, 他の年齢層では, 肯定論の方が多数を占め特に60代では肯定論が否定論の9倍に上っている。

## V

本調査では, フェイスシートにおいて, 1年令 2性別 3学歴 4職業 5世帯年収入 6支持政党 7地域について記入してもらった。アイテム毎に

之等の各項目とのクロスをとることによって、各項目における各層の平均的傾向を知りうる訳である。アイテム毎に見られる各層の傾向は—のアイテム分析の際に大略記述したが、こゝでは、以上の各項目についてその大体の動向をのべることにする。但し、世帯年収入に就ては之を省略した。

### 1. 性 別

本調査の対象数は264名で、男性48.72% 女性51.27%である。男女比率の差が僅少であるから、比率の数字は無修正で使用する。質問(1)については、憲法が自分達の生活に「大きな影響があった」とする男性が25.1%「それほど大きな影響がなかった」とする男性が14.9%で両者に約10%の開きがあるのに対し、女性では前者が21.0%後者が15.8%でその差は約5%にすぎず、女性は男性程には憲法の影響力を強く感じない。質問(2)の憲法をどの程度読んだかについては、男性では「よく読んだ」が3.7%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」が23.8%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」が21.1%であるに対して、女性ではそれぞれ0.3%、24.3%、26.8%であって、特に「よく読んだ」者は男性の1割にも達しない。天皇の憲法上の地位をどう考えるかについての質問(3)については、男性では、「神さまのような人」及び「国の元首」7.9%「象徴」36.5%「一般国民と全く同じ」1.2%であるが、女性ではそれぞれ12.8%、26.5%、3.3%である。女性の認識が不正確であるのみならず、明治憲法的天皇親の残存が注目される。質問(4)は天皇及び皇族に対してどんな感じをもつかについて問うものであるが、男性では、「尊くておそれおおい」及び「親しみを感じずる」31.7%「何とも感じない」及び「反感をもつ」15.2%であるのに対して、女性ではそれぞれ35.7%、12.0%であって、皇室尊崇の感情が男性よりも著しい。この事は次の質問(5)の天皇制の将来のあり方についての解答にも反映している。即ち、男性では、「今のままでよい」33.8%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」、8.6%、「天皇制を廃止する」4.0%であるが、女性ではそれぞれ30.8%、11.9%、2.3%あって、男性と比較して天皇制強化を望む者が多く、天皇制廃止を望む者が少い。次に基本的人権についての理解は性別によってどの様に相違するか。質問(6)は言論の自由について正しいと思う意見の選択を求めたのであるが、男性では、「無条件に認められるべ

きだ」7.9%、「社会に対してさし迫った危険を与えるような場合だけ制限をする」28.6%、「制約をうけるのは当然だ」3.9%であるが、女性ではそれぞれ5.0%、26.3%、4.3%である。女性は男性に比較して言論の自由についてはむしろ制限の側に傾く。裁判批判の是非についての質問(7)について、男性では、「よい」及び「やり方による」34.9%、「悪い」3.4%であり、女性ではそれぞれ29.3%2.3%である。「お上の裁判をあれこれあげつらうことはよろしくない」という様を考えない者は男性側に多いといえる。質問(8)は「民主主義のゆきすぎはよくないから、国民の自由を制限し、もっと公共の福祉を重んじるように憲法を改正すべきだ」という意見についての賛否を求めたものであるが、男性では、「賛成」18.8%、「反対」13.1%であり、女性ではそれぞれ15.0%、5.3%である。女性は判断保留及びDKが相当に多い為に、賛否双方とも男性より低率であるが、反対という明確な意志表明が著しく少いことも女性の附和雷同性を示すものと見るべきか。質問(9)は集団デモ行進についての考え方を4つ示してどれに賛成するかを問うたものである。即ち、集団デモ行進に対して反感をもつ考え方として、「社会の秩序や交通をみだすから、一切認めないよう取り締るべきだ」及び「時間や場所ややり方についてきびしい制限を加える必要がある」という2つの意見を掲げ、集団デモ行進に対して同情的な考え方として、「ある程度の制限はしてもできるだけ広く認めるようにすべきだ」及び「大切な権利だから特別の理由がない限り自由にやらせるべきだ」という2つの考え方を掲げた。男性では、集団デモ行進に反感をもつ考え方をする者12.9%、同情的な考え方をする者31.8%であるが、女性ではそれぞれ19.7%、20.8%である。女性はこゝでも男性に較べて集団デモ行進に対する無理解を露呈している。質問(10)は労働者のストライキについての考え方を3つ示して賛成するものを選んでもらったものである。男性は、「どんな場合にも認められるべきだ」23.9%、「電気・ガスなどの公共性のつよい業種はやってはいけない」17.1%、「どんな場合にもやってはいけない」4.5%であるのに対して、女性はそれぞれ0.9%、16.3%、5.4%である。ストライキに兎も角理解を示す考え方をする女性は僅か17.2%にすぎず、男性の23.9%とは可なり逕庭がある。質問(11)は「あなたは健康で文化的な最低限度の生活を営んでいると思いますか」という問であるが、之に対して男性は、「営んでいる」22.0%、「営んでいない」

13.9%であり、女性はそれぞれ27.5%、5.7%である。「営んでいる」は女性の方が多く、「営んでいない」は男性に著しく多いのは、必ずしも女性の虚栄にのみ帰せらるべきではなくて、「健康で文化的な最低限度の生活」の観念についてのつしましきから来る誤解、換言すれば「もったいないの精神」に起因する所が少なくないと思われる。質問(13)と(14)とは何れも女性にとって関心の深い家族の問題を扱っている。質問(13)は、「家族に関する法律や制度は戦前に比べてよくなったと思いますか、悪くなったと思いますか」と問う。男性では「よくなった」22.4%、「悪くなった」6.9%であり、女性ではそれぞれ23.4%、4.6%である。家族関係についても男女平等原則の徹底によって解放された当の女性の感想としてはこの数字はあまりつしましすぎる。では、もっと具体的な問題であり、且つその人の「本音」が聞きとれる質問(14)ではどうか。「今の法律では財産を相続したりする場合、子供はみな平等ということになっていますが、長男と他の子供は別にすべきだと思いますか、やはり平等にしておくべきだと思いますか」と問い「すべて平等にする」と「差別が必要だ」という2つに分け、その後者を更に具体的に「長男は別だ」「嫁や養子にいった場合は別だ」「その他色々の差別が必要だ」に3分した。男性では、「すべて平等にする」が22.6%、「差別が必要だ」が24.1%であるが、女性はそれぞれ20.4%、26.1%であり差別派が男性の場合より高率である。次に、憲法第9条に関する諸問題にうつる。質問(15)は「現在の自衛隊」が違憲か合憲かを訊ねたものであるが、男性では違憲10.2%合憲16.3%であり、女性ではそれぞれ4.9%、11.2%である。女性にとって否定的判断が苦手ではないかと思われるふしがあることは前述した通りであるが、こゝでもその例証を一つ加えた感がある。同様のことは質問(16)についても言えよう。即ち、「自衛隊は必要だと思いますか、必要でないと思いますか」について、男性は「必要だと思う」が30.4%「必要でないと思う」が5.3%であるが、女性はそれぞれ30.5%、2.2%である。質問(17)は「国の内外の情勢の中で、自衛隊の果している主な役割は、次のどれだと思いますか(ひとつだけ)」と問う。この質問は自衛隊の果している客観的役割を問うものであるが、自衛隊に対する主観的な期待を問うものと誤解されたふしがある。それはともかく、男性では、「外国からの侵略を防ぐ働き」6.9%、「国内の治安対策」14.1%、「災害出動など民生に協力」17.2%「アメリカへの協力」及び「自由陣営の防

衛」5.2%となっており、女性ではそれぞれ4.5%、8.9%、22.7%、2.0%である。民生協力と答えた者の比率だけは女性が男性より高く、他の解答はすべて男性側が多いのは、女性が自衛隊に期待するのは主として平和部隊乃至国土建設隊としての建設の仕事であって断じて血腥い戦争と破壊ではないことを示し、平和主義者女性の本領を發揮したものか。質問(18)は、「憲法(第9条)には陸海空軍その他の戦力をもたないとあります。これを改めて本格的な軍備をもつようにすべきだという意見がありますが、あなたはこれについてどうお考えですか」と問う。男性では、「賛成」10.0%、「反対」20.2%であり、女性ではそれぞれ6.3%、19.7%である。こゝでは女性も勇敢に否定的判断を示しており必ずしもオポチュニストでない事を証明しているのは何よりである。次に質問(19)は、この改憲論者に対してその最大の理由として「もっと強大な軍隊がどうしても必要だ」「自衛隊は憲法に違反しないけれども、違反だという者が多いから、改正した方がよい」「今の自衛隊程度でも合憲だとはいえないから、すっきりさせるため」「第9条はアメリカの押しつけた条文だから」「その他」の中から一つを選んでもらった。この中、第2と第3とは何れも現在程度の自衛隊を可としながらたゞ憲法との関係を気にしている意見にすぎないので、一括して仮りに「自衛隊説」と呼び、第1の「強大な軍隊説」及び第4の「押しつけ説」と対比して結果をみると、男性では「強大な軍隊説」5.4%「自衛隊説」3.0%「おしつけ説」0.9%であり、女性ではそれぞれ0.6%、2.0%、0.5%である。男性では強大な軍隊を欲する積極的再軍備論者が一番多いのに対して、女性では自衛隊で十分だとしながら憲法を改めてその日蔭者の名を清めたいと念ずる者が一番多い。質問(20)は、「今の国際情勢の中で、日本の安全を守るためにあなたは次のどれが必要だと思いますか」と問い7つの選択肢を掲げた。1.日米安保条約を強化してゆく 2.現状のまゝでよい 3.安保条約をやめて非武装中立の方向をとる 4.中立を維持しながら、日本のじまえの軍備を強化する 5.東西両陣営と不可侵条約を結ぶ 6.共産陣営と協力する 7.其の他が之である。「共産陣営と協力する」を選んだ者は無い。又、「其の他」も1.4%存在するがその内容が明かでないから除外すれば、1.から5.までは何れも日米安保条約と関連している。即ち、1.と2.とは安保肯定論であるが、3.4.5.は要するに安保反対論であり広い意味で中立の方向をとらんとするものである。解答の

結果をみると、男性では安保肯定論11.7%反対論24.0%であり、女性ではそれぞれ9.8%、15.4%である。男女共に安保反対論が多いけれども、男性では肯定論が反対論の半分に足りないが、女性の場合には肯定論は反対論の6割を上廻る。質問(21)では「ベトナム情勢と関連して、日米安保条約の下で、日本が戦争にまきこまれるおそれがあると思いますか」と訊ねた。「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」と答えた者と「ない」と答えた者とに区分すると、男性では「危険がある」22.2%「危険がない」8.3%、女性ではそれぞれ18.9%、7.6%である。この問題に対する解答はベトナムの情勢、ベトナム戦争の本質、安保条約の内容等にわたっての一通りの知識を前提としなければならず、従ってかなり困難な問題であるに拘らず男女間に大きな差が見られないことは注目し得る。宛も鼠が身に迫る危険を敏感に嗅ぎわける能力をもっている様に、女性も本能的な危機感をもっているであろう。質問(22)に三矢研究の認識度をきいたものであるが、男性では「よく知っている」2.9%、「大体知っている」と「少しは知っている」28.4%、「何にも知らない」17.4%であるのに対して、女性ではそれぞれ0.0%、15.8%、35.5%である。女性の三矢研究についての認識度は徹底的に低い。「何にも知らない」女性が3分の1以上存在する。「よく知っている」女性は皆無である。質問(23)は多少なりとも三矢研究の内容について知っている者にその是非の判断を求めたものである。男性では、「こういう計画は自衛隊として当たり前だ」及び「研究だけならさしつかえない」即ち三矢研究肯定説19.4%、「これは憲法の平和主義に違反する」及び「軍国主義の前兆だから、責任を追求して根を絶つべきだ」即ち三矢研究非難説9.4%であり、女性ではそれぞれ6.4%、3.9%である。非難説の肯定説に対する比率は多少女性の方が高い。最後に、質問(24)においては、「いまの憲法は、大筋としては、日本にふさわしいと思いますか」と訊ねた。男性では「ふさわしい」18.4%「ふさわしくない」4.0%であり、女性ではそれぞれ13.0%1.2%である。判断保留者及びDKが女性側に多いのは遺憾であるが、しかし以上の数字の関する限り憲法に満足する者の不満な者に対する比率は女性の場合圧倒的に高く10倍を超えている。このことは、前述した所の憲法の認識度、天皇基本的人権及び第9条に関連する諸問題についての女性の意見に鑑みるとき一寸不可解である様に思われる。蓋し、前に見た通り、女性の意見は男性のそれに比べて、

憲法的価値基準からみる限り、あまりかんばしくないと思われるからである。

## 2. 年 令

本調査の対象を20才から59才までは5才刻みとし、更に60代、70代及び80才以上の3つを加えて総計11の年令層を区別した。こゝでは20才から44才までを若年、45才から80才以上までを老年と仮称（45才の働きざかりを老年と呼ぶのは本意ではないが便宜やむを得ない）する。両者の比率は若年55.3%、老年44.7%である。その差は10.6%に及ぶけれども、繁雑を避ける為比率の数字は無修正で使用する。質問(1)については、若年では「大きな影響があった」29.5%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」13.5%であり、老年ではそれぞれ16.6%、16.8%である。憲法の大きな影響力を肯定する者の否定する者に対する比率は、若年においては2倍を超えるが、老年ではむしろ否定する者の方が上廻っている。質問(2)については、若年では「よく読んだ」2.6%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」31.1%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」21.8%であり、老年ではそれぞれ1.5%、17.0%、26.1%である。老年の半分以上は憲法を読んだことがないか或は見聞したことすらないけれども、若年では多少なりとも憲法を読んだ者が第1位である。質問(3)については若年では「神さまのような人」及び「国の元首」9.4%「象徴」39.1%「一般国民と全く同じ」2.4%であり、老年ではそれぞれ11.4%、24.0%、2.1%である。正答の比率は若年がはるかに多く、明治憲法的天皇観をもつ者は老年の25%に及ぶ。質問(4)については、若年では「尊くおそれおおい」及び「親しみを感じずる」32.6%「何とも感じない」及び「反感をもつ」19.1%であり、老年ではそれぞれ34.7%、7.8%である。反皇室感情をもつ者は若年において特に著しい。質問(5)については、若年では「今のまゝでよい」37.1%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前の主権者の地位にかえす」8.8%「天皇制を廃止する」5.6%であるが、老年ではそれぞれ21.5%、11.7%、0.5%である。現状維持論が圧倒的である点では差異はないが、天皇制強化論は老年に多く、又逆に天皇制廃止論は若年に多い。質問(6)については、若年では「無条件に認められるべきだ」8.6%「社会に対してさし迫った危険を与えるような場合だけ制限をする」34.2%「制約をうけるのは当然だ」2.9%であり、老年ではそれぞれ4.0%、20.7%、5.4%である。無条件

に認めらるべしという意見は若年に多く、逆に制限は当然という意見は老年に多い。質問(7)については若年では「よい」及び「やり方による」39.4%「悪い」1.8%であるが、老年ではそれぞれ24.6%、3.9%である。裁判批判に頭から反対する者は老年の方に多く若年の2倍以上に達する。質問(8)については、若年では「賛成」16.9%「反対」11.4%老年ではそれぞれ17.0%、6.5%である。反対者の比率は若年がはるかに高い。質問(9)については、若年では集団デモ行進に反感をもつ者15.9%理解を示す者32.4%であるが、老年ではそれぞれ16.4%、20.1%である。理解を示す者の比率は若年では反感をもつ者の2倍以上に達するが老年では1.2倍にすぎない。質問(10)については、若年では「どんな場合にも認められるべきだ」6.2%「電気・ガスなど公共性のつよい業種はやってはいけない」17.1%「どんな場合にもやってはいけない」5.9%であるが、老年ではそれぞれ1.4%15.8%4.1%である。労働者のストライキについて無制限承認説は若年が老年に比べて著るしく多い。質問(11)については、若年では「営んでいる」27.5%「営んでいない」11.6%であり、老年ではそれぞれ22.0%、7.7%である。「健康で文化的な最低限度の生活を営んでいない」と主張する者の比率は若年層に多いが、それは世帯年収が少ない為であるのか、或は政治に対する抗議意識と結びついたものと解すべきか。質問(13)については、若年では「よくなった」30.9%「悪くなった」3.0%であるが、老年ではそれぞれ14.9%8.6%である。「悪くなった」と云う者の「よくなった」と答える者に対する比率は、若年では10%に充たないのに対し、老年では57%に達する。質問(14)については、若年では「全て平等にする」29.4%「差別が必要だ」23.1%であるが、老年ではそれぞれ12.7%、26.7%である。若年には平等論者が多く、老年には差別論者が多い。質問(15)については、若年では「違反していると思う」10.2%「違反してないと思う」13.9%であるが、老年ではそれぞれ4.9%、13.5%である。自衛隊違憲論の比率は若年の方がはるかに高い。質問(16)については、若年では「必要だと思う」39.1%「必要でないと思う」5.3%であるが老年ではそれぞれ30.7%、2.3%である。自衛隊必要論は若年老年を問わず圧倒的に多いけれども、不要論の比率は若年層の方が高い。質問(17)については、若年では「外国からの侵略を防ぐ働き」4.9%「国内の治安対策」10.0%「災害出動など民生に協力」25.5%「アメリカへの協力」1.4%「自由陣営の

防衛」3.9%であるに対して、老年ではそれぞれ6.6%,13.0%,14.1%,0.0%,2.0%となっている。若年層では「治安対策」は「民生協力」の4割以下であるのに、老年層では両者は殆んど相半ばしていることが注目される。又、「アメリカへの協力」及び「自由陣営の防衛」を合算すれば、若年では5.3%であるが老年では2.0%にすぎない。質問(18)については、若年では「賛成」6.2%「反対」27.1%であり、老年ではそれぞれ9.8%12.5%である。憲法第9条改正賛成論の反対論に対する比率は老年の方がはるかに高い。その改憲の理由に関する質問(19)については、若年では「もっと強大な軍隊がどうしても必要だ」1.8%「自衛隊は憲法に違反しないけれども、違反だというものが多いから、改正した方がよい」及び「今の自衛隊程度でも合憲だとはいえないから、すっきりさせるため」2.7%「第9条はアメリカの押しつけた条文だから」0.6%であるのに対して、老年ではそれぞれ4.2%,2.6%,0.9%である。若年では自衛隊と憲法との関係を気にしているにすぎない者が一番多いのに対して、老年では強大な軍備の必要を主張する者が基だ多いのが対蹠的である。質問(20)については、若年では安保条約肯定論13.0%安保条約反対論が23.2%であるが、老年ではそれぞれ8.7%16.1%である。安保条約賛成者の反対者に対する比率では、若年が0.56老年が0.54で殆んど差がないけれども、賛成論乃至は反対論の中味では互に異っている。即ち、安保条約賛成論について云えば、若年では、「日米安保条約を強化してゆく」6.1%「現状のまゝでよい」6.9%であり、老年ではそれぞれ2.3%6.4%で現状維持論の方が相当に多い。安保条約反対論について云えば、若年では非武装中立論12.2%武装中立論8.3%「東西両陣営と不可侵条約を結ぶ」2.7%であるが、老年ではそれぞれ4.1%,9.3%,2.7%であって、若年は非武装中立論、老年は武装中立論が多い。質問(21)については、若年では「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」24.2%「ない」9.0%であり、老年ではそれぞれ16.7%6.8%である。質問(22)については、若年では「よく知っている」2.1%「大体知っている」及び「少しは知っている」24.9%「何にも知らない」26.3%であって、老年ではそれぞれ0.9%,16.8%,26.7%である。三矢研究の内容を多少とも知っている者は若年の方に多いと云えよう。質問(23)については若年では三矢研究を肯定する者13.5%,非難する者10.0%であるが、老年ではそれぞれ12.0%,3.2%である。非難する者の肯定する者に対す

る比率は、若年では0.74であるが老年では0.26にしかすぎない。最後に質問(24)については、若年では「ふさわしい」20.5%「ふさわしくない」2.4%であるが、老年ではそれぞれ11.0%2.5%である。憲法に満足し之を承認する者は若年において特に圧倒的である。

### 3. 学 歴

学歴を、旧大(学卒) 旧高専(卒) 旧中(学校卒) 小(学校)卒 新(制)大(学卒) 短(期)大(学卒) 新(制)高(校卒) 新(制)中(学校卒) その他の9つに区分する。旧大、旧高専、旧中及び小卒は何れも戦後の新学制以前の旧制度の下で学校教育を受けた者であり、それ以外は戦後の新学制の下で民主教育を受けた者であるので、学歴を二分して前者を旧制、後者を新制とした。「その他」は内容が不明であるから除外した。旧制に所属する人員比率は63.5%、新制のそれは32.5%である。以下において比較に使用する新制の比率は各々2を乗じたものである。そうすると、旧制対新制の比率は、63.5と65であり、之を百分比に修正すれば、49%と50%でありその差は1%にすぎないから正確とは云えないけれども大体の傾向を判断することはできると思われる。

質問(1)については、旧制では「大きな影響があった」28.3%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」22.5%であり、新制ではそれぞれ35%、14.4%である。憲法の影響を強く感じるのは新制であることがわかる。質問(2)については旧制では「よく読んだ」1.5%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」23.7%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」35.4%であり、新制ではそれぞれ5.2%、42.8%、17.0%である。旧制の3分の1を上廻る者が憲法を見たことも聞いたこともないと云うのは誠に驚くべきことであるが、兎も角憲法の認識度は新制の方が圧倒的に高い。質問(4)については、旧制では「尊くておそれ多い」及び「親しみを感ずる」48.4%「何とも感じない」及び「反感をもつ」13.4%であり、新制ではそれぞれ33%、26%である。親皇室感情は旧制に多く、反皇室感情は新制が旧制の2倍近い。質問(5)については、旧制では「今のままでよい」41.3%天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」15.7%「天皇制を廃止する」2.0%であり、新制ではそれぞれ42.4%、8.2%、8.8%である。現状肯定論については殆んど見るべき差のないことが注目

されるが、天皇制強化を望む者は旧制に多く、逆に廃止論者は新制が旧制の4倍を超える。質問(8)については、旧制では「賛成」24.7%「反対」10.5%であり、新制ではそれぞれ16.0%16.0%である。自由の制限に賛成する者は旧制に多く、逆に自由の側に立つ者は新制の方に多い。旧制では賛成者が反対者の2倍以上であるが、新制では賛否相半ばしている。質問(9)については、旧制では「社会の秩序や交通をみだすから、一切認めないよう取り締まるべきだ」及び「時間や場所ややり方についてきびしい制限を加える必要がある」23.4%「ある程度制限はしても、できるだけ広く認めるようにすべきだ」及び「大切な権利だから、特別の理由がない限り自由にやらせるべきだ」30.8%であり、新制ではそれぞれ15.0%41.8%である。集団デモ行進に反感を示す者は旧制の方が多く、理解を示す者は新制の方が多く。特に新制では反感をもつ者は理解を示す者の半分をはるかに下廻る。質問(10)については、旧制では、「どんな場合にも認められるべきだ」4.3%「電気・ガスなどの公共性の強い業種はやってはいけない」21.1%「どんな場合にもやってはいけない」6.7%であり、新制ではそれぞれ6.6%、25.0%、5.4%である。新制の方が旧制よりも労働者のストライキについて同情的である。質問(14)については、旧制では「全て平等にする」20.6%「差別が必要だ」38.8%であり、新制ではそれぞれ43.8%、19.2%である。平等論者は新制に圧倒的に多く、差別論者は旧制がはるかに多い。質問(15)については、旧制では「違反していると思う」8.9%「違反してないと思う」17.5%であり、新制ではそれぞれ12.0%、19.6%である。旧制新制ともに合憲論者の多いことは同様であるが、違憲論者の合憲論者に対する比率は新制の方がやゝ高い。質問(16)については、旧制では「必要だと思う」43.6%「必要でないと思う」3.1%であり、新制ではそれぞれ29.8%、8.4%である。旧制新制ともに必要論者が圧倒的に多いことは同じであるが、不要論者の比率は新制の方が高い。質問(20)については、旧制では「日米安保条約を強化してゆく」及び「現状のまゝでよい」即ち安保条約肯定論15.6%「安保条約をやめて非武装中立の方向をとる」「中立を維持しながら、日本のじまえの軍備を強化する」及び「東西両陣営と不可侵条約を結ぶ」即ち安保条約反対論25.5%であり、新制ではそれぞれ10.4%、27.8%である。旧制新制ともに安保条約反対論が圧倒的であるが、肯定論に対する反対論の比率では新制の方が遙か

に高い。安保条約肯定論の中で条約強化を望む者が現状のままを望む者より少いのは旧制であるが、新制では相半ばしているのが注目される。又、安保条約反対論の中では、旧制では武装中立論が一番多いのに対し新制では非武装中立論が圧倒的に多い。質問(21)については、旧制では「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」24.5%「ない」10.0%であり、新制ではそれぞれ32.6%、11.2%である。質問(22)については、旧制では「よく知っている」0.9%「大体知っている」及び「少しは知っている」27.6%「何にも知らない」35.0%であり、新制ではそれぞれ4.2%、31.6%、29.2%である。三矢研究の認識度については新制がはるかに高いことがわかる。最後に質問(24)については、旧制では「ふさわしい」19.3%「ふさわしくない」3.2%であり、新制ではそれぞれ24.4%、4.2%である。旧制新制ともに憲法が日本にふさわしいとして満足する者が不満な者より圧倒的に多い点では同様である。以上、全般的に見れば憲法的価値基準から見て新制の方が旧制よりもはるかに進んでいることが看取される。

#### 4. 職 業

職業を、自営、被傭者及び無職とし、更に自営を農林漁業、商工サービス業及び自由業に3分し、被傭者を管理職、専門技術職、事務職、労務職、家族従業(農林漁業)、家族従業(自由業、商工サービス業)の6つに分け、無職を学生、主婦及び純然たる「無職」に区分する。調査対象の職業別人数の比率は次の通りである。農林漁業27.4%商工サービス業8.0%自由業2.5%管理職3.2%専門技術職5.6%事務職11.8%労務職5.2%家族従業(農林漁業)2.6%家族従業(自由業商工サービス業)4.5%学生2.3%主婦17.5%無職9.1%。各職業に所属する人数の比率はこの様に甚しい差異をもっているので、以下においてはこのまま修正しない数字を使用する。従って各職業間の数字による比較はしないことにする。

農林漁業について先づ検討する。質問(1)に対しては、「大きな影響があった」が9.4%「影響はそれほど大きくなく或は全くなかった」が9.6%でありほぼ相半ばしている。質問(2)については、「よく読んだ」0.6%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」8.0%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」18.9%であり、憲法の認識度は絶望的に低い。質問(4)については、親皇室的感情17.9%、反皇室的感情6.5%であり、同様に質問(5)

については、「今のままでよい」17.7%天皇制強化を望む者5.6%「天皇制を廃止する」0.6%であって、著るしく天皇制に愛着をもつ。質問8)については、賛成12.0%反対4.1%で自由の制限を望む者が多い。質問9)については、集団デモ行進に反感をもつ者10.9%理解を示す者9.5%であり、同様に、質問10)についても、「どんな場合にも認められるべきだ」1.8%「電気・ガスなどの公共性のつよい業種はやってはいけない」10.3%「どんな場合にもやってはいけない」4.1%であって、こゝに現れた数字でみる限りは意外に労働者に対して反感をもっていない様である。質問14)については、「全て平等にする」10%「差別が必要」16.2%である。質問15)については、「違反していると思う」2.4%「違反してないと思う」6.5%で合憲の比率がかなり高い。質問15)については「必要だと思う」15.6%「必要でないと思う」1.2%で主婦、無職と共に必要論の比率が最も高い。質問20)については、安保条約肯定論5.5%安保条約反対論10%である。質問21)については「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」5.6%「ない」7.7%でベトナム戦争の危機感の全くない者が危機感をもつ者の比率を上廻っているのは、各職業を通じてこの農林漁業だけである。質問22)については、「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」10.3%「何にも知らない」17.1%であって、知らない者が知っている者を上廻っているのは、労務職、2つの家族従業、主婦及び無職とこの農林漁業とである。最後に質問24)については、「ふさわしい」9.4%「ふさわしくない」0.9%で一応憲法に満足する者が不満な者の10倍を超えてはいるけれども、判断を保留する者8.8%DK8.2%の動向は甚だ注目すべきである。以上要約すれば農林漁業はかなり保守的の職業である様に思われる。

次に商工サービス業はどうか。質問(1)については「大きな影響があった」5.2%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」1.7%であり、前者が後者の3倍を超える。質問(2)については、「よく読んだ」0.0%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」5.0%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」3.0%であって、憲法の認識度はあまり高いとは云いかねる。質問(4)については、親皇室的感情の持主6.2%反皇室的感情の持主1.7%であり、親皇室感情は「無職」に次いで甚だ高い比率をしめている。質問(5)については、「今のままでよい」5.0%天皇制強化論1.5%天皇

制廃止論0.6%であって、天皇制強化論の比率は農林漁業、二つの家族従業無職と共にかなり高い。質問(8)については、「賛成」2.4%「反対」1.4%であって、自由の側に立つ者は比較的少い。質問(9)については、集団デモ行進に反感をもつ者2.6%理解を示す者4.3%であり、質問(10)については、「どんな場合にも認められるべきだ」0.3%「電気・ガスなど公共性のつよい業種はやってはいけない」2.5%「どんな場合にもやってはいけない」1.2%であって、労働者のスライキ絶対反対者の比率の高さでは「無職」に次ぐ。質問(14)では「全て平等にする」3.1%「差別が必要だ」4.2%で差別論者の方が多い。質問(15)については「違反していると思う」1.2%「違反してないと思う」2.2%であり、質問(16)については「必要だと思う」5.6%「必要でないと思う」0.8%である。自衛隊必要論は不要論の7倍に達する。質問(20)については、安保条約肯定論2.6%安保条約反対論2.2%であって、「無職」「管理職」と共に肯定論が反対論を上廻っている。質問(21)については、ベトナム戦争の危機感をもつ者4.6%もたない者0.8%である。質問(22)については三矢研究の内容を「よく知っている」者0.3%「大体知っている」及び「少しは知っている」者4.0%「何にも知らない」者3.6%である。最後に質問(24)については、「ふさわしい」2.3%「ふさわしくない」0.0%である。

次に自由業についてみる。質問(1)については、「大きな影響があった」0.6%影響について否定的なもの1.4%であり、憲法の影響力について否定的なものの方が之を肯定する者を上廻っているのは、他には農林漁業と無職とがあるだけである。質問(2)については、「よく読んだ」0.0%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」1.4%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」1.1%であって憲法の認識度は低い。質問(4)については親皇室の感情1.7%反皇室の感情0.9%で、学生、専門技術職及び事務職に次いで反皇室感情が多い。しかし質問(5)については、「今のまゝでよい」2.0%天皇制強化論0.6%天皇制廃止論0.0%であって、反皇室感情は天皇制廃止論に結びつく性質と強さをもたない様である。質問(8)については、自由の制限に「賛成」1.7%「反対」0.0%であって、自由の側に立つ自由業者が皆無であるのは皮肉である。他の職業で自由の制限に反対する者が皆無であるのは家族従業(農林漁業)のみである。質問(9)については、集団デモ行進に反感をもつもの1.1%理解を示すもの1.4%である。

質問(10)については労働者のストライキに関し無制限に認めよと主張する者0.0%公益事業の例外を除き認めるべしと云うもの1.2%スト絶対反対0.3%である。無職、農林漁業、商工サービス業、主婦、及び管理職と共に、スト絶対反対者の比率はかなり高い。質問(14)については「全て平等にする」0.3%「差別が必要だ」2.2%であって、他の職業に比べて差別論者が最も多い。質問(15)については自衛隊は「違憲だと思う」0.3%「違憲でないと思う」1.1%であって、主婦及び無職に次いで自衛隊違憲論者の比率は低い。質問(16)についても、「必要だと思う」2.0%「必要でないと思う」0.3%である。質問(20)については安保条約肯定論0.6%反対論1.7%で、労務職、家族従業（農林漁業）学生に次いで反対論の比率が高い。質問(21)についても、ベトナム戦争の危機感のある者1.6%ない者0.0%であって、労務職及び家族従業（農林漁業）と共に危機感のない者は皆無である。質問(22)については、「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」0.9%「何にも知らない」1.7%であって、何にも知らない者の比率は無職、家族従業（農林漁業）主婦に次いで高い。質問(24)については、「ふさわしい」0.6%「ふさわしくない」0.0%である。

次に管理職はどうであろうか。管理職は以下に見る通り最も保守的な職業の一つに属する。質問(1)については、「大きな影響があった」2.3%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」0.9%であり、憲法の影響力を認める者の比率は他の職業に比べてかなり高い方である。質問(2)については、「よく読んだ」1.2%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」2.0%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」0.0%であって、憲法の認識度については学生と共に最も高い。質問(4)については、親皇室感情を示す者3.2%反皇室感情を示す者0.0%であって、すべての職業中で最も親皇室である。質問(5)についても「今のまゝでよい」2.9%天皇制強化論0.3%天皇制廃止論0.0%である。天皇制強化論の比率がかなり低いのは注目すべきであろう。質問(8)についても「賛成」0.8%「反対」0.6%であってかなりリベラルである。質問(9)については、集団デモ行進に反感を示すもの1.8%理解を示すもの1.5%で被傭者の中では反感を示す者が最も多い。質問(10)において労働者のストライキについては、「どんな場合にも認められるべきだ」0.3%「電気ガスなど公共性のつよい業種はやってはいけない」1.2%「ど

んな場合にもやってはいけない」0.3%である。スト絶対反対論の比率は、農林漁業、商工サービス業、自由業、主婦、及び無職と共にかかなり高い。質問(14)については、「全て平等にする」1.5%「差別が必要だ」1.8%であって、農林漁業、商工サービス業、自由業、家族従業（自由業及び商工サービス業）主婦及び無職と共に差別論者の方が多い。質問(15)については、「違反していると思う」0.9%「違反してないと思う」1.2%である。違憲論者より合憲論者が上廻っている点では、農林漁業、商工サービス業、自由業、労務職、主婦及び無職と同様である。質問(16)についても、「必要だと思う」2.7%「必要でないと思う」0.0%であって、自衛隊不要論者が皆無であるのは、他には家族従業（農林漁業）があるのみである。質問(20)については、安保条約を肯定するもの15%、安定条約に反対するもの12%であって、肯定論者の比率の高さでは無職に次ぐ。質問(21)についてはベトナム戦争の危機感をもつもの1.8%、危機感のない者0.6%であって、危機感のない者は農林漁業及び主婦に次いで多い。質問(22)については「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」2.4%「何にも知らない」0.9%であって、三矢研究の認識度は学生、事務職、専門技術職に次いで高い。質問(24)については、「ふさわしい」1.5%「ふさわしくない」0.3%で、憲法に満足しない者の比率は、無職、家族従業（自由業及び商工サービス業）労務職、学生に次いで高い。

次に専門技術職に移る。この職業は学生と共に最も知的関心が高くその傾向は著るしくリベラルである点に特色がある。質問(1)については、「大きな影響があった」3.8%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」0.9%で家族従業（農林漁業）学生に次いで憲法の大きな影響力を承認している。質問(2)については、「よく読んだ」0.3%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」4.5%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」0.9%であって、憲法の認識度は学生及び管理職に次いで高い。質問(4)については、「尊くおそれおおい」及び「親しみを感じる」2.7%「何とも感じない」及び「反感をもつ」2.9%で反皇室感情は学生を上廻っており各職業中最高の比率をもつ。質問(5)についても、「今のままでよい」3.3%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」0.3%「天皇制を廃止する」1.2%であって、天皇制強化論の比率は各職業中最

低であり、又、「天皇制廃止論」の比率は学生に次いで高い。質問(8)については、「賛成」1.8%「反対」2.1%であって、学生、事務職に次いで自由の側に立つ者が多い。質問(9)については、集団デモ行進に反感をもつ者0.0%理解を示すもの5.3%である。質問(10)についても、労働者のストライキは「どんな場合にも認められるべきだ」0.9%「電気・ガスなど公共性のつよい業種はやってはいけない」2.3%「どんな場合にもやってはいけない」0.0%である。集団デモ行進に理解をもつ者の比率は労務職及び学生と共に最高であり、労働者のストライキについても絶対反対論が皆無である。質問(14)については「全て平等にする」3.5%「差別が必要だ」1.7%であって、平等論者の比率は学生、家族従業（農林漁業）労務職について高い。質問(15)については「違反していると思う」2.1%「違反してないと思う」1.8%である。自衛隊違憲論者の比率は、学生、家族従業（自由業、商工サービス業）に次いで高い。質問(16)については、「必要だと思う」2.6%「必要でないと思う」0.9%である。自衛隊不要論者の比率は学生、家族従業（自由業、商工サービス業）事務職に次いで高い。質問(20)については、安保条約肯定論1.2%安保条約反対論3.3%である。学生、家族従業（農林漁業）、主婦、労務職、事務職及び自由業と共に、安保条約反対論の方が肯定論よりも多い。質問(21)については、ベトナム戦争の危機感をもつ者4.4%、危機感のない者0.3%であって、家族従業（農林漁業）、労務職、及び自由業に次いで危機感のない者の比率が少い。質問(24)については「ふさわしい」3.0%「ふさわしくない」0.3%であって、主婦及び農林漁業に次いで憲法に満足する者の比率が高い。

次に、事務職11.8%と労務職5.2%とを対比しながらその動向を述べる。質問(1)については、事務職では「大きな影響があった」7.4%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」2.6%であり、労務職ではそれぞれ2.0%1.7%である。憲法の大きな影響力を承認する者の比率は事務職の方が高い。質問(2)については、事務職では、「よく読んだ」0.8%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」8.5%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」2.5%であるが、労務職ではそれぞれ0.0%、2.5%、2.7%である。労務職では憲法を読んだこと或は見聞したことがない者が、多少とも読んだ事のある者を上廻っているのみならず、一般的に事務職の方が憲法の認識度が高い。質問(4)については、事務職では、「尊くてもそれおおい」

及び「親しみを感じる」6.6%、「何とも感じない」及び「反感をもつ」4.9%であるが、労務職ではそれぞれ3.4% 1.2%である。事務職は学生及び専門技術職に次いで反皇室感情の比率が高いが、労務職は親皇室感情の比率がかなり高い。質問(5)についても、事務職では、「今のまゝでよい」8.2%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」2.0%「天皇制を廃止する」1.6%であり、労務職ではそれぞれ3.4% 0.9% 0.3%である。天皇制強化論は労務職の方が多く、逆に天皇制廃止論は事務職の方が多い。質問(8)については、事務職では「賛成」4.0%「反対」3.8%であるが、労務職ではそれぞれ0.8%、1.7%である。事務職では自由の制限に賛成する者の方が多数であるのに労務職では反対する者の半分以下である。肉体労働者の鋭敏な嗅覚を遺憾なく示したのか。質問(9)については、事務職では集団デモ行進に反感を示すもの1.1%理解を示すもの10.7%であるが、労務職ではそれぞれ0.0% 3.3%である。集団デモ行進に反感をもつ者は労務職には一人も居ない。同様に質問(10)についても、事務職では、「どんな場合にも認められるべきだ」1.9%「電気・ガスなどの公共性のつよい業種はやってはいけない」4.0%「どんな場合にもやってはいけない」0.8%であるが、労務職ではそれぞれ0.8%、1.2%、0.0%である。労働者のストライキを無制限に認めるべしという意見の比率は労務職の方が高く、又、スト絶対反対論も労務職には皆無である。質問(14)については、事務職では「全て平等にする」7.2%「差別が必要だ」4.6%であり、労務職ではそれぞれ3.1% 1.4%である。平等論者の比率は労務職の方が事務職よりも高い。質問(15)については、事務職では、「違反していると思う」8.3%「違反してないと思う」3.2%であるが、労務職ではそれぞれ0.8% 1.7%である。自衛隊違憲論と合憲論は、事務職ではほぼ半々であるのに対して、労務職では合憲論が違憲論の2倍以上ある。合憲論の違憲論に対する比率では、労務職は、無職、主婦、自由業、農林漁業に次ぐ高さをもっている。このことは特に注目すべきことであろう。同じ様に質問(16)についても、事務職では「必要だと思う」5.2%「必要でないと思う」1.8%であるのに対して、労務職ではそれぞれ2.5%、0.3%であって、自衛隊必要論の比率は労務職において特に高い。質問(20)については、事務職では安保条約肯定論2.1%、安保条約反対論5.9%であるが、労務職ではそれぞれ0.6% 2.3%であ

る。両方とも安保反対論の方が多くは同じであるが、反対論の比率は労務職の方が高い。たゞ安保反対論の中味は、事務職では非武装中立論が武装中立論の2倍以上であるが、労務職ではほぼ相半ばしている。質問(2)については、事務職では、「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」6.3%「ない」1.8%であり、労務職ではそれぞれ3.1%、0.0%である。質問(2)については、事務職では、「よく知っている」1.7%「大体知っている」及び「少しは知っている」7.3%「何にも知らない」2.9%であるが、労務職ではそれぞれ0.0%2.1%3.1%である。三矢研究の認識度では、事務職は専門技術職及び学生と共に最も高く、労務職はむしろかなり低い方に属する。最後に質問(2)については、事務職では、「ふさわしい」4.7%「ふさわしくない」1.4%であり、労務職ではそれぞれ1.4%0.3%である。憲法に満足しない者の比率は家族従業（自由業、商工サービス業）無職に次いで事務職、次いで労務職の順に高い。

次に家族従業（農林漁業）2.6%及び家族従業（自由業及び商工サービス業）4.5%についてその動向を検討する。もっぱら呼称の便宜の為、前者を家族Ⅰ、後者を家族Ⅱと仮りに呼ぶこととする。質問(1)については、家族Ⅰでは「大きな影響があった」0.6%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」0.0%であり、家族Ⅱではそれぞれ2.1%、2.1%である。家族Ⅱでは解答の肯定否定が相半ばしているのに対して、家族Ⅰでは全部が「大きな影響」を認めている。この家族Ⅰとは前述の通り農林漁業の家族従業であるが、農林漁業では憲法の影響力を否定する意見の方が多くのと対照的である。質問(2)については、家族Ⅰでは「よく読んだ」0.0%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」1.5%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」1.2%であるが、家族Ⅱではそれぞれ0.0%、2.4%、2.1%である。憲法の認識度は家族Ⅰと家族Ⅱとでは殆んど差がないが、多少家族Ⅰの方がましであろう。こゝでも農林漁業の憲法認識度よりは家族Ⅰの方がはるかに高いのが注目される。質問(4)については、家族Ⅰでは「尊くておそれおおい」及び「親しみを感じずる」1.5%「何とも感じない」及び「反感をもつ」0.6%であり、家族Ⅱではそれぞれ3.3%、1.2%である。反皇室感情をもつ者の比率は家族Ⅰが少し高い。質問(5)については、家族Ⅰでは「今のまゝでよい」0.0%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」2.4

％「天皇制を廃止する」0.0%であるのに対して、家族Ⅱではそれぞれ3.1%1.4%,0.0%である。家族Ⅰは全員が天皇制強化論であることは驚くべきことである。この点は農林漁業では現状維持論が天皇制強化論の3倍以上に達するのと比較するとき一層注目される。家族Ⅱでは現状維持論が強化論の2倍以上である。質問(8)については、家族Ⅰでは「賛成」0.6%「反対」0.0%であるが、家族Ⅱではそれぞれ2.1%,0.3%である。自由の制限に賛成する者の比率の高さは自由業に次いで家族Ⅰ、家族Ⅱの順序である。彼等は「民主主義のゆきすぎ」とか「公共の福祉を重んじる」とか云う言葉に対して特に弱い思考型をもった人達ではあるまいかと疑われる。質問(9)については、家族Ⅰでは、集団デモ行進に反感を示すもの1.2%理解を示すもの0.3%であるが、家族Ⅱではそれぞれ1.5%,3.0%である。家族Ⅰでは反感をもつ者が理解を示す者の4倍に達するが、家族Ⅱでは逆に理解を示す者が反感をもつ者の2倍である。この傾向はある程度、農林漁業と自由業及び商工サービス業の集団デモ行進に関する態度を反映しており、それを一層拡大したものに外ならない。質問(10)については、労働者のストライキにつき家族Ⅰでは「どんな場合にも認められるべきだ」0.0%「電気・ガスなどの公共性のつよい業種ではやってはいけない」0.3%「どんな場合にもやってはいけない」0.0%であり、家族Ⅱではそれぞれ0.3%2.8%0.0%である。両者ともスト絶対反対論者が皆無である事は注目に値する。(農林漁業では4.1%自由業及び商工サービス業では0.94%のスト絶対反対論者が存在する)。質問(14)については、家族Ⅰでは「全て平等にする」1.4%「差別が必要だ」0.6%であり、家族Ⅱではそれぞれ1.9%2.3%である。家族Ⅰでは平等論者の方が多く、家族Ⅱでは逆に差別論者の方が多い。平等論者の差別論者に対する比率では家族Ⅰは、学生及び労務職に次いで高い。質問(15)については、家族Ⅰでは「違反していると思う」0.0%「違反してないと思う」0.0%であり、家族Ⅱではそれぞれ1.8%,1.5%である。家族Ⅰは判断保留0.9%DK1.8%であるためこの様な数字がでたのである。家族Ⅱでは学生、事務職及び専門技術職と同様に、自衛隊違憲論者の方が合憲論者よりも多い。質問(16)については、家族Ⅰでは「必要だと思う」1.4%「必要でないと思う」0.0%であるが、家族Ⅱではそれぞれ1.9%,0.8%である。自衛隊不要論の比率は家族Ⅱにおいて甚だ高く、その高さは学生に次いで第2位であることは注目される。質問(20)につ

いては、家族Ⅰでは安保条約肯定論0.0%安保条約反対論0.6%であり、家族Ⅱではそれぞれ1.5%1.5%である。家族Ⅰでは安保条約肯定論が皆無であるのに、家族Ⅱでは否定論と半半である。家族Ⅱの肯定論の中味は、3対2で安保条約強化論が現状維持論を上廻っており、又、否定論の中味は4対1で武装中立論が非武装中立論を上廻っている。質問(21)については、家族Ⅰでは「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」0.6%「ない」0.0%であるが、家族Ⅱではそれぞれ1.8%1.8%である。家族Ⅰではベトナム戦争の危機感をもたない者は皆無であるのに反し、家族Ⅱでは危機感のあるものとないものが相半ばしている。前者は農林漁業では危機感のない者がむしろ多いのと対蹠的であり、後者は自由業及び商工サービス業においては危機感をもつ者がもたぬ者の7倍近く存在する事実と対蹠的である。質問(22)については、家族Ⅰでは「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」0.9%「何にも知らない」1.8%であり、家族Ⅱではそれぞれ0.0%、2.1%、2.4%である。三矢研究の認識度は家族Ⅱは相当に高く、学生、管理職、専門技術職、事務職、商工サービス業に次ぐ高さをもっている。質問(24)については、家族Ⅰでは「ふさわしい」0.0%「ふさわしくない」0.0%であり、家族Ⅱではそれぞれ1.0%0.6%である。家族Ⅱは憲法に満足しない者の比率が各職業を通じて一番高いことは注目される。

次に各職業を通じて最もリベラルな学生2.3%と最も保守的なものの一つである主婦17.5%とを対照しながら検討しよう。先づ質問(1)については、学生では「大きな影響があった」2.0%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」0.3%であり、主婦ではそれぞれ7.4%5.7%である。憲法の大きな影響力を承認する者の比率は学生の方が圧倒的に大きく、家族従業(農林漁業)に次ぐ。質問(2)については、学生では「よく読んだ」0.8%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」1.4%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」0.0%であるのに対して、主婦ではそれぞれ0.8%8.9%8.4%である。学生は管理職と共に憲法の認識度は最も高く、主婦はかなり低い。質問(4)については、学生では「尊くしておそれおおい」及び「親しみを感じずる」1.1%「何とも感じない」及び「反感をもつ」1.2%であり、主婦ではそれぞれ12.1%5.3%である。反皇室感情が親皇室感情を上廻るのは専門技術

職と学生のみであり、主婦においては親皇室感情が相当に高い。質問(5)については、学生では「今のまゝでよい」0.8%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」0.8%「天皇制を廃止する」1.2%であり、主婦ではそれぞれ12.6%2.9%0.9%である。天皇制強化論の比率が主婦よりも学生の方がやゝ高いのは奇異であるが、学生では天皇制廃止論が各職業中最高比率を示しており現状維持論及び天皇制強化論の合計よりも更に多数を占めている。主婦では天皇制廃止論は甚だ微少である。質問(8)については、学生では「賛成」0.8%「反対」1.5%であり、主婦ではそれぞれ4.4%、2.0%である。反対論の比率は各職業中で学生が最高である。主婦は自由の制限に賛成する者が相当に多い。質問(9)については、学生では集団デモ行進に反感を示すもの0.0%理解を示すもの2.2%であるのに対して、主婦ではそれぞれ8.2%8.6%である。学生では集団デモ行進に対して反感を示す者は皆無であるが、主婦では理解を示す者をやゝ下廻る程度にすぎない。質問(10)についても、学生では「どんな場合にも認められるべきだ」1.2%「電気・ガスなどの公共性の強い業種はやってはいけない」0.8%「どんな場合にもやってはいけない」0.0%であるが、主婦ではそれぞれ0.3%、5.4%、2.0%である。主婦は、無職、商工サービス業、農林漁業と共に労働者のストライキに対してあまり同情があるとは云い難い。質問(14)については、学生では「全て平等にする」2.0%「差別が必要だ」0.3%であり、主婦ではそれぞれ6.0%10.4%である。主婦には差別論者の方が多いが、学生には圧倒的に平等論者が多く各職業を通じてその比率が最高である。質問(15)については、学生では「違反していると思う」1.2%「違反してないと思う」0.6%で、主婦ではそれぞれ1.2%5.7%である。自衛隊違憲論者の比率は各職業を通じて学生が一番高い。逆に合憲論者の比率では、主婦は無職に次いで高い。質問(16)については、学生では「必要だと思う」1.4%「必要でないと思う」0.6%であり、主婦ではそれぞれ12.9%0.6%である。自衛隊不要論の比率は各職業を通じて学生と家族従業（自由業及び商工サービス業）が最も高い。それにしても、その学生においてすら、自衛隊必要論が不要論の2倍以上存在することは注意されねばならない。質問(20)については、学生では安保条約肯定論0.0%安保条約反対論2.3%であり、主婦ではそれぞれ3.5%7.2%である。各職業を通じて、安保条約肯定論者が全然存在しない

のは、学生と家族従業（農林漁業）だけである。安保条約反対論の中味は、学生では非武装中立論の方が多いのに対して、主婦では武装中立論の方が多。主婦における安保条約反対論は肯定論の2倍を上廻っているが、この比率は他の職業のそれと比べてそんなに高いものではない。質問(21)については、学生では「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」2.0%「ない」0.3%であるが、主婦でそれはそれぞれ6.8%2.3%である。ベトナム戦争の危機感のない者は主婦では危機感のある者の3分の1を上廻るが、学生では7分の1強にすぎない。三矢研究に関する質問(22)については、学生では「よく知っている」0.3%「大体知っている」及び「少しは知っている」2.0%「何にも知らない」0.0%であるが、主婦ではそれぞれ0.0%6.1%11.5%である。三矢研究の認識度において学生は各職業を通じて抜群であるが、主婦は無職、家族従業（農林漁業）及び自由業と共に「知らない」方の四天王に数えられる。質問(24)については、学生では「ふさわしい」1.5%「ふさわしくない」0.3%であり、主婦ではそれぞれ4.0%0.0%である。主婦には憲法に不満をもつ者が皆無であることはこれまで検討してきた主婦の動向から云えば奇怪である。学生における憲法に不満な0.3%の中味は勿論明かではないが、いろいろの意味が込められているものと思われる。

最後に無職について検討してみよう。質問(1)については「大きな影響があった」3.1%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」3.6%で、憲法の影響力について否定する者の比率は自由業に次いで高い。質問(2)については、「よく読んだ」0.0%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」1.9%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」7.2%であって、憲法の認識度は各職業中の最低である。質問(4)については、「尊くおそれおおい」及び「親しみを感じる」7.7%「何とも感じない」及び「反感をもつ」0.8%であって、親皇室感情が圧倒的に強くその比率は各職業を通じて抜群である。質問(5)については「今のままでよい」5.2%天皇制強化論2.5%天皇制廃止論0.0%であり、天皇制強化論の比率の高さでは二つの家族従業と並ぶ。質問(8)については、「賛成」2.9%「反対」0.6%であり、二つの家族従業及び自由業と共に自由の制限に賛成する者の比率が最も高い職業に属する。質問(9)については、集団デモ行進に反感を示すもの4.0%理解を示すもの2.6%で、反感をもつ者の比率の高さでは家族従業（農林漁業）と共に双壁で

ある。労働者のストライキについての質問(10)については、「どんな場合にも認められるべきだ」0.0%「電気・ガスなどの公共性のつよい業種はやってはいけない」1.4%「どんな場合にもやってはいけない」1.2%であって、労働者のストライキに関して反感をもつ者の比率が各職業を通じて最も高い。質問(14)については「全て平等にする」2.6%「差別が必要だ」4.4%であり、差別論者の比率は、自由業及び主婦に次ぐ高さを示す。質問(5)については「違反していると思う」0.0%「違反してないと思う」2.0%であって、自衛隊違憲論者が皆無である。質問(16)についても「必要だと思う」6.8%「必要でないと思う」0.3%であって、自衛隊必要論者の比率の高さでは管理職及び家族従業（農林漁業）に次ぐ。質問(20)については、安保条約肯定論2.2%安保条約反対論1.1%であって、商工サービス業及び管理職と共に肯定論者の方が多い。質問(21)については「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」2.6%「ない」0.3%であって、ベトナム戦争の危機感をもつ者の比率はかなり高い。質問(22)については、「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」2.3%「何にも知らない」6.9%であって、三矢研究の認識度は各職業中最低である。最後に質問(24)については「ふさわしい」2.1%「ふさわしくない」1.1%であって、憲法に不満な者の比率は家族従業（自由業、商工サービス業）に次いで高い。

##### 5. 支持政党

調査対象が支持する政党として、自民党、民社党、公明党、社会党、共産党、及び「その他」をあげ、なおそれ以外に「答えたくない」及び「支持政党なし」の欄を設けた。「支持政党なし」が27.9%に達することは、既成政党に対する不信感の表明と見るべきか、或は政治屋の個人プレー全盛を意味するものか。「答えたくない」が9.6%あることも問題である。先ず自民党支持者38.3%について検討する。質問(1)については、「大きな影響があった」16.3%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」13.2%である。質問(2)については、「よく読んだ」1.7%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」16.4%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」20.2%であり、実に半分以上の者が憲法など見たことも聞いたこともないと答えている。質問(4)については、「尊くておそれおおい」及び「親しみを感じる」30.7%「何とも感じない」及び「反感をもつ」6.4%である。実は「反感

をもつ」は0.0%であり、徹底的に親皇室感情の持主が多い。質問(5)については「今のまゝでよい」29.4%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にもどす」7.5%「天皇制を廃止する」0.6%である。廃止論者が僅少なながら存在するのが奇妙に思える程に天皇制支持者が圧倒的に多い。質問(8)については「賛成」15.9%「反対」3.6%であり自由の制限に賛成する者が反対する者の4倍以上である。質問(9)については集団デモ行進に反感を示す者20.3%。理解を示す者15.2%で前者が多い。質問(10)については「どんな場合にも認められるべきだ」1.7%「電気・ガスなど公共性のつよい業種はやってはいけない」14.3%「どんな場合にもやってはいけない」5.4%である。労働者のストライキにあまり同情的ではない。質問(14)については「全て平等にする」13.5%「差別が必要だ」23.0%であって差別論者の方が多い。質問(15)については「違反していると思う」3.0%「違反してないと思う」16.2%であり自衛隊違憲論者は極めて少い。質問(16)については、「必要だと思う」27.1%「必要でないと思う」1.1%であって自衛隊不要論はネグリジブルである。質問(20)については安保条約肯定論11.9%、安保条約反対論12.3%であって反対論が多少多い程度であるが、他の政党支持者の場合では反対論の比率が圧倒的であるのと対照的である。又、自民党支持者の安保条約反対論の中では武装中立論が3分の2近くを占めている。質問(21)については「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」11.2%「ない」9.4%であって、ベトナム戦争による危機感のない者の比率の高いこと各政党支持者中で抜群である。質問(22)については「よく知っている」0.6%「大体知っている」及び「少しは知っている」17.7%「何にも知らない」19.9%であって、三矢研究について皆目知らない者が半分以上をしめている。最後に質問(24)については「ふさわしい」11.0%「ふさわしくない」2.3%であって、彼等の考えている所の「憲法」にまず満足している者が多い。

次に民社党支持者2.1%は自民党支持者とどう違っているだろうか。質問(1)については「大きな影響があった」1.4%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」0.3%である。質問(2)については「よく読んだ」0.3%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」0.6%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」1.2%であり、「よく読んだ」の比率は

共産党支持者を除けば最も高い。その代り「見たり聞いたりしたことがない」の比率においても自民党支持者と共に最も高い。質問(4)については、「尊くしておそれおおい」及び「親しみを感じずる」1.8%「何とも感じない」及び「反感をもつ」0.3%で親皇室感情の持主が反皇室感情の持主の6倍に達しており、その皇室一遍倒ぶりは自民党支持者をはるかに抜いて各政党支持者中で抜群である。質問(5)についても「今のまゝでよい」0.8%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」0.6%「天皇制を廃止する」0.0%であって、あらゆる意味でその保守性乃至は反動性は自民党支持者を上廻っている。質問(8)については、「賛成」0.6%「反対」0.8%であり、こゝに至ってはじめて革新政党?の看板に花をもたせたものと見える。質問(9)については、集団デモ行進に反感を示す者0.3%理解を示す者1.1%で自民党支持者とは明確に区別される。質問(10)については、「どんな場合にも認められるべきだ」0.3%「電気・ガスなど公共性のつよい業種はやってはいけない」0.6%「どんな場合にもやってはいけない」0.0%である。質問(14)については「全て平等にする」1.4%「差別が必要だ」0.3%で共産党支持者を除けば最も平等主義者の比率が高い。質問(15)については「違反していると思う」0.8%「違反してないと思う」0.0%であって、共産党及び公明党の支持者と共に合憲論者が皆無であることは注目される。質問(16)については、「必要だと思う」0.6%「必要でないと思う」0.6%であって共産党支持者に次いで自衛隊不要論者の比率が高い。質問(20)については安保条約肯定論0.3%安保条約反対論0.6%であって肯定論の比率は自民党支持者に次いで高い。質問(21)については「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」1.1%「ない」0.0%である。質問(22)については、「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」2.0%「何にも知らない」0.0%であって、三矢研究について何にも知らないと答える呑気な者は共産党支持者と共に皆無である。最後に質問(24)については、「ふさわしい」0.6%「ふさわしくない」0.0%であって憲法に満足する者が全部である。

次に公明党支持者0.6%はどうか。彼等は憲法的価値を承認するものであるか、それとも之に反感を懐いているであろうか。質問(1)については、「大きな影響があった」0.0%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くな

かった」0.3%であり憲法の影響力について否定的な唯一の政党支持者である。質問2)については「よく読んだ」0.0%「一通り読んだ」及び「一部読んだことがある」0.3%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」0.3%で憲法の認識度は甚だ低い。質問4)については「尊くておそれおおい」及び「親しみを感じずる」0.0%「何とも感じない」及び「反感をもつ」0.6%であって徹底的に反皇室のであるが、この事と創価学会の教義と何らかの関係があるかどうかは筆者には不案内である。ところが質問5)については奇妙なことに、「今のままでよい」0.3%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」0.3%「天皇制を廃止する」0.0%であって天皇制強化論の比率は民社党支持者を上廻るものがある。質問8)については「賛成」0.3%「反対」0.0%であって、自由の側に立つ者が皆無である唯一の政党支持者である。質問9)については、集団デモ行進に反感を示す者0.0%理解を示す者0.6%であるが、質問10)については労働者のストライキに関し「全面的に認めるべし」0.0%「公共性の強い業種は例外的に不可」0.3%「全面的に禁止すべし」0.0%である。質問14)については「全て平等にする」0.0%「差別が必要だ」0.6%であって平等論者は皆無である。質問15)については「違反していると思う」0.3%「違反してないと思う」0.0%であって民社党及び共産党の支持者と同じく自衛隊合憲論者は一人も居ない。併し質問16)については「必要だと思う」0.6%「必要でないと思う」0.0%であって、全部が自衛隊必要論者である。自衛隊は違憲だけれども必要である、「必要は法を破る」という事かもしれない。質問20)については、安保条約肯定論0.0%安保条約反対論0.3%であり、その反対論の中味は・「東西両陣営と不可侵条約を結ぶ」である。質問21)については、ベトナム戦争の危機感のある者0.6%ない者0.0%である。質問22)については、「よく知っている」0.0%「大体知っている」及び「少しは知っている」0.0%「何にも知らない」0.6%であり、公明党支持者で三矢研究の内容を知っている者は一人もいない。質問24)については「ふさわしい」0.3%「ふさわしくない」0.0%である。

次に社会党支持者19.6%の動向である。質問(1)については「大きな影響があった」10.3%「それほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」5.2%である。質問(2)については「よく読んだ」0.3%「一通り読んだ」及び

「一部読んだことがある」11.5%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」7.8%である。質問(4)については、「尊くおそれおおい」及び「親しみを感じずる」10.9%「何とも感じない」及び「反感をもつ」8.1%であって、反皇室感情をもつ者の比率は共産党及び公明党に次いで高い。質問(5)については、今のまゝでよい」11.3%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」4.5%「天皇制を廃止する」3.2%であって、天皇制廃止論者の比率の高さは共産党支持者に次ぐ。しかし他方において、天皇制強化論者がかなり存在することに注目すべきである。質問(8)については、「賛成」5.8%「反対」6.1%であって、殆んど賛否相半ばしている。自由の側に立つ者の比率は民社党支持者のそれを下廻っている。質問(9)については集団デモ行進に反感を示す者3.4%理解を示す者14.4%で、こゝではむしろ反感を示す者の存在こそ問題にされねばならぬだろう。質問(10)については労働者のストライキに関し「全面的に認めるべし」3.7%「公共性のつよい業種は例外的に不可」5.6%「全面的に禁止すべし」1.2%である。ストライキ全面禁止論が1.2%存在することは理解に苦しむ。質問(14)については「全て平等にする」10.3%「差別が必要だ」8.7%であって、民社党支持者よりも平等論者の比率が低い。質問(15)については、「違反していると思う」4.8%「違反していないと思う」3.8%であって、自衛隊合憲論者が2割近くいることは注目される所である。質問(16)については、「必要だと思う」9.3%「必要でないと思う」2.9%であって、自衛隊必要論者が民社党支持者よりはるかに多く不要論者の3倍を超えている。質問(20)については、安保条約肯定論2.9%安保条約反対論11.6%であって、反対論は肯定論の4倍であるが、しかし、肯定論の内訳として「日米安保条約を強化してゆく」ことが日本の安全を守るために必要だという意見が3割以上あることは驚くべきことである。質問(21)については、ベトナム戦争の危機感のある者12.2%ない者2.0%であって、各政党支持者の中で危機感をもたない者がいるのは、社会党支持者と自民党支持者だけである。質問(22)については、「よく知っている」0.3%「大体知っている」及び「少しは知っている」10.2%「何にも知らない」9.0%である。最後に質問(24)については、「ふさわしい」8.1%「ふさわしくない」1.2%である。

最後に共産党支持者0.8%についてみてみよう。彼等の動向は自民党支持者

以上に明快であることは次にみる如くである。質問(1)については全部が「大きな影響があった」と答えている。質問(2)については、「よく読んだ」0.6%「一通り読んだ」0.3%で憲法の認識度の高さは他に比類がない。質問(4)については全部が反皇室感情をもっている。質問(5)についても全部が天皇制廃止を主張している。質問(8)については制断を保留する者 0.3%を除いてすべてが自由の制限に反対している。質問(9)については、全部が集団デモ行進に理解を示している。質問(10)については全部が労働者のストライキは「どんな場合にも認めついてもられるべきだ」と答える。質問(14)については全部が平等論者であり、質問(16)に全部が自衛隊違憲論者である。たゞ甚だ興味ある結果が質問(5)について示された。即ち、自衛隊について「必要だと思う」0.3%「必要でないと思う」0.6%であって、自衛隊必要論者が共産党支持者の中にも存在する事実である。質問(20)については全部が安保条約反対論であり、その中味は非武装中立論である。質問(21)については全部が「そのおそれは非常に大きい」と答えている。質問(22)については三矢研究について「よく知っている」0.6%「少しは知っている」0.3%である。質問(24)については全部が憲法にさしあたり満足感を表明している。

## 6. 地 域

地域は2つの基準で之を区分した。その一は農(山漁)村と非農村であり、その二は六大都市、大都市、中小都市、及び町村である。農村地域は大体に於て町村と相蔽う関係にあり、非農村は大体において都市と云える。しかも、本調査の中で香川県に関する限りは六大都市は存在せず、大都市(高松市)と中小都市(丸亀市)の区分があるだけである。従って、こゝでは第一の区分、即ち、農村と非農村の区分についてのみ述べることにする。調査対象の分布は、農村49.3%非農村50.7%である。比率の差は1.4%にすぎないから以下においては数字は無修正で使用する。

質問(1)については農村では「大きな影響があった」18.8%「つのほど大きな影響がなかった」及び「影響は全くなかった」16.4%であり、非農村ではそれぞれ27.3%、14.2%である。農村では憲法の影響力についての肯定否定の両意見がかなり近接しているが、非農村では肯定する者が否定する者の2倍近くある。質問(2)については、農村では「よく読んだ」1.8%「一通り読んだ」及び

「一部読んだことがある」19.6%「読んだことはない」及び「見たり聞いたりしたことがない」27.9%であるが、非農村ではそれぞれ2.2%、28.5%、19.9%である。憲法の認識度は非農村の方がはるかに高い。質問(3)については、農村では、「神さまのような人」及び「国の元首」13.5%、「象徴」23.4%「一般国民と全く同じ」2.9%であり、非農村ではそれぞれ7.1%、39.5%、1.5%である。明治憲法的天皇観が農村では非農村の2倍近くに達する。質問(4)については、農村では「尊くておそれおおい」及び「親しみを感じずる」32.3%「何とも感じない」及び「反感をもつ」12.3%であり、非農村ではそれぞれ35.1%、15.0%である。質問(5)については、農村では「今のまゝでよい」30.0%「天皇にもう少し政治的な力を与える」及び「戦前のような主権者の地位にかえす」11.4%「天皇制を廃止する」2.2%であるが、非農村ではそれぞれ34.5%9.0%、4.1%である。天皇制強化論は農村の方に多く、天皇制廃止論は非農村の方が多し。質問(6)については、農村では「無条件に認められるべきだ」5.6%「社会に対してさし迫った危険を与えるような場合だけ制限をする」22.6%「制約をうけるのは当然だ」4.1%で、非農村ではそれぞれ7.4%、32.3%、4.2%である。非農村が言論の自由についてやりペラルだと云えようか。質問(7)については、農村では「よい」20.6%「やり方による」8.5%「悪い」2.9%であり、非農村ではそれぞれ17.5%、17.6%、2.8%である。非農村で「やり方による」の比率が高いのは裁判批判の問題点を充分に考慮した上での判断であろうか。質問(8)については、農村では「賛成」18.8%「反対」7.3%であるが、非農村ではそれぞれ15.0%、11.1%である。賛成者の比率は農村の方がはるかに高い。質問(9)については、農村では集団デモ行進に反感を示す者17.4%理解を示す者20.2%であるが、非農村ではそれぞれ15.3%、32.4%であって、集団デモ行進に理解を示す者の比率は非農村の方が著るしく高い。質問(10)については、農村では「どんな場合にも認められるべきだ」2.4%「電気・ガスなど公共性のつよい業種はやっていけない」14.9%「どんな場合にもやってはいけない」5.3%であるが、非農村ではそれぞれ5.3%、18.4%、4.6%である。労働者のストライキについても非農村の方が理解をもつ者が多い。質問(11)については、農村では「営んでいる」19.1%「営んでいない」10.7%で、非農村ではそれぞれ30.4%、8.8%である。この数字の示す意味はいろいろに

理解可能であるが、生活窮迫感の有無として捉えるならば、それをもたない者は非農村に多い様である。質問(13)については、農村では「よくなった」24.4%「悪くなった」6.4%であり、非農村ではそれぞれ21.5%、5.1%である。質問(14)については、農村では「全て平等にする」19.6%「差別が必要だ」26.2%あり、非農村ではそれぞれ23.4%、24.0%である。差別論者の比率は農村の方が高い。質問(15)については、農村では「違反していると思う」4.7%「違反してないと思う」11.5%であるが、非農村ではそれぞれ10.4%、16.1%である。自衛隊違憲論者は非農村において農村の2倍を超えている。合憲論者も非農村の方が多いが、これは農村の5割増の程度にすぎない。質問(16)については、農村では「必要だと思う」28.4%「必要でないと思う」1.8%であり、非農村ではそれぞれ32.4%、5.8%である。自衛隊不要論の比率は農村に於て著しく低い。質問(17)については、農村では「外国からの侵略を防ぐ働き」4.0%「国内の治安対策」13.5%、「災害出動など民生に協力」16.4%「アメリカへの協力」0.0%「自由陣営の防衛」1.2%であるのに対して、非農村ではそれぞれ、7.4%9.5%、23.5%、1.4%、4.6%である。治安対策と答えた者の民生協力と答えた者に対する比率は農村では約8割であるが、非農村では約4割にすぎない。又、「アメリカへの協力」と「自由陣営の防衛」を加えた比率は農村で1.2%非農村で6.0%であって、非農村の方に甚だ多い。質問(18)については、農村では「賛成」8.7%「反対」15.6%であるが、非農村ではそれぞれ7.5%、24.3%である。第9条改憲賛成者の反対者に対する比率は、農村では0.55であるのに対し非農村でははるかに低く約0.30にすぎない。質問(19)については、憲法第9条改正賛成の理由として、農村では「もっと強大な軍隊がどうしても必要だ」3.2%「自衛隊は憲法に違反しないけれども、違反だというものが多から、改正した方がよい」及び「今の自衛隊程度でも合憲だとはいえないから、すっきりさせるため」1.5%「第9条はアメリカの押しつけた条文だから」0.5%であるが、非農村ではそれぞれ2.8%、3.6%、0.9%である。即ち、農村では実質的な理由が多く、非農村ではむしろ憲法との関係を気にする者が多い。質問(20)については、農村では安保条約肯定論9.1%、安保条約反対論16.4%であり、非農村ではそれぞれ12.5%、23.1%である。安保条約肯定論は非農村に多いし、反対論も同様である。しかし、肯定論の反対論に対する比率は、農村で0.55、

非農村で0.54で殆んど見るべき相違はない。たゞ反対論の中味では、農村では武装中立、非武装中立の順位であるが、非農村では逆になっている。質問②については、農村では「そのおそれは非常に大きい」及び「かなりある」14.1% 「ない」8.8%であるが、非農村ではそれぞれ27.1%, 7.1%である。ベトナム戦争の危機感をもたない者の比率は農村の方が基だ高い。質問②については、農村では「よく知っている」1.2% 「大体知っている」及び「少しは知っている」16.6% 「何にも知らない」31.5% であるが、非農村ではそれぞれ1.7%, 27.6%, 21.4%である。農村では三矢研究の内容について「何にも知らない」者が圧倒的に多い。質問③については、農村では三矢研究を承認する者10.2% 非難する者2.6%であり、非農村ではそれぞれ15.6%, 10.6% である。三矢研究を非難する者の比率は非農村の方がはるかに高い。最後に質問④については農村では「ふさわしい」14.7% 「ふさわしくない」1.7%であり、非農村ではそれぞれ16.7%, 3.5%である。憲法に不満な者の満足している者に対する比率は、非農村の方が高いことは注目すべきである。